

タイ王国
薬物対策地域協力プロジェクト
実施協議報告書

平成14年7月

国際協力事業団
社会開発協力部

序 文

ヘロインやアヘンなど、違法薬物問題の中心「黄金の三角地帯」は、タイ、ミャンマー、ラオス及び中国雲南省の接する地域であり、薬物問題は国境を越えた地域の課題になっている。同地域を中心とするインドシナ地域では、近年ヘロイン、アヘン等の薬物に加え、錠剤型覚醒剤(ATS)の密造、密売や若年層を中心とした乱用が社会問題になってきた。このため、タイは首相を委員長とする薬物統制委員会を設置し、国をあげて対策に取り組んでいる。こうした事態を背景にタイ政府は、薬物鑑定、薬物分析の技術及び法執行機能の確立を目的とするプロジェクト方式技術協力を我が国要請してきた。

これを受けて国際協力事業団は、薬物鑑定・分析技術の向上は薬物製造拠点の特定に必要であり、その技術がタイにおいて向上することは、インドシナ地域にも裨益するとして、2001年7月から2回にわたる短期調査と特別案件等調査を実施し、準備を進めてきた。

今般、プロジェクトの基本計画等についてタイ側と合意に達したことから、2002年6月11日、当事業団タイ事務所所長 森本 勝がタイ薬物統制委員会事務局長との間で討議議事録(R/D)の署名を取り交わした。その結果「タイ薬物対策地域協力プロジェクト」が、2002年6月16日から3年間にわたって実施されることになった。

本報告書はプロジェクトの開始にあたり、当事業団が行った各種調査結果を集約したうえ、事業事前評価表、プロジェクトドキュメントでプロジェクトの背景とねらい、概要を明らかにしたもので、今後のプロジェクトの展開に、広く活用されることを願うものである。

ここに、各種調査にご協力頂いた外務省、警察庁、在タイ日本大使館など、内外関係各機関の方々に深く敬意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第である。

平成14年7月

国際協力事業団

理事 泉 堅二郎

目 次

序 文

目 次

略語表

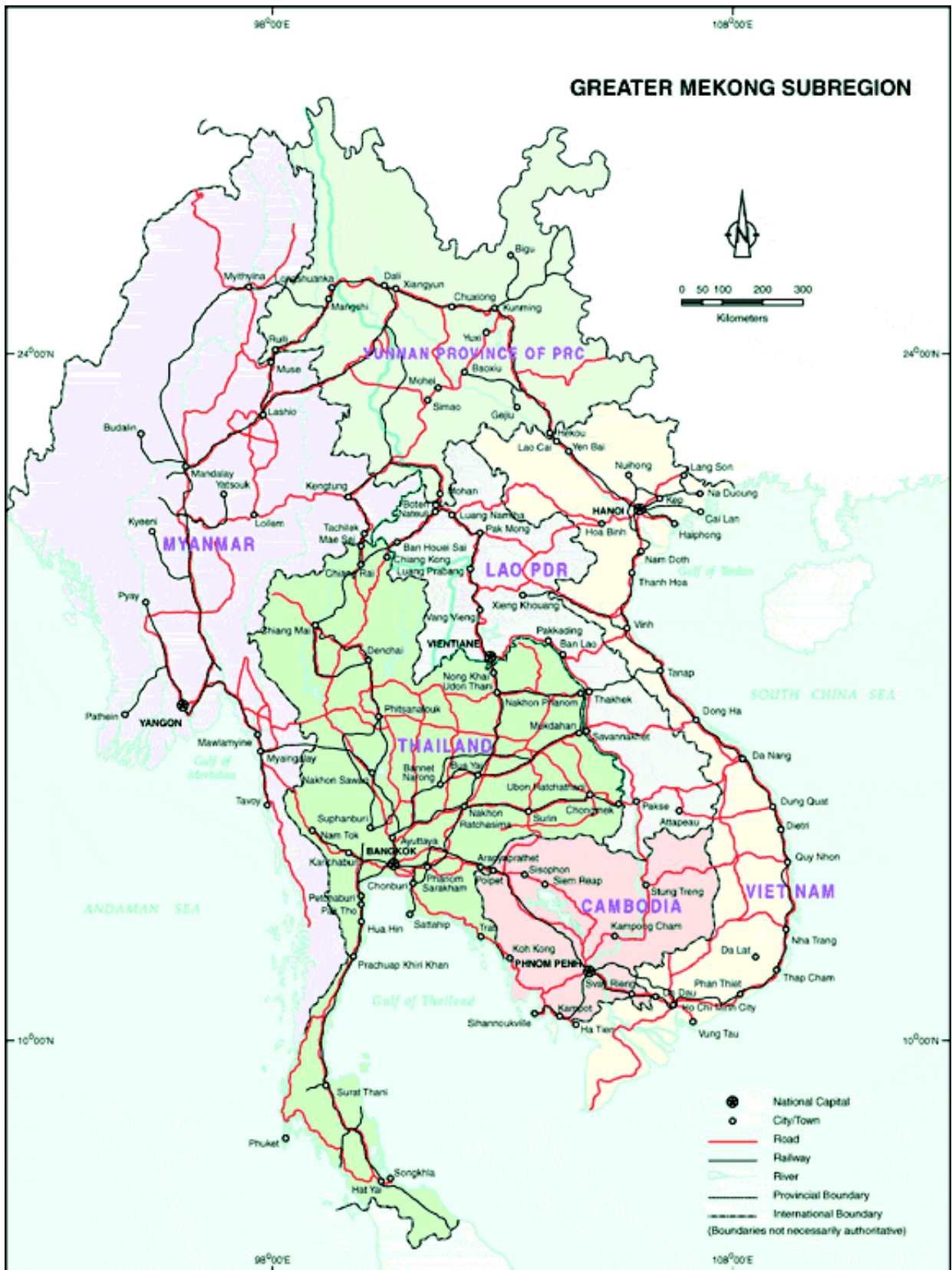
地 図

1 . 要請背景	1
2 . 調査・協議の経過と概略	2
2 - 1 第 1 回短期調査	2
2 - 2 特別案件等調査	
「インドシナ地域薬物取締法執行能力の高度化に係る国際協力」コース	2
2 - 3 第 2 回短期調査	3
2 - 4 討議議事録(R/D)調印	3
3 . 事前評価表 / プロジェクトドキュメント	5
付属資料	
1 . 第 1 回短期調査団長レター	61
2 . 第 2 回短期調査ミニッツ	82
3 . 薬物取締に関する地域セミナーレポート	95
4 . 討議議事録(R/D)	160

略 語 表

ATS	アンフェタミン系覚醒剤
CCDAC	ミャンマー薬物乱用統制中央委員会
CEO	ミャンマー科学鑑定官事務所
CID	ミャンマー犯罪調査局
CLMV	カンボディア、ラオス、ミャンマー、及びヴェトナム
DEA	米麻薬取締局
DMSc	タイ医科学局
DTEC	タイ技術経済協力局
FDQCC	食料薬物品質統制センター
GC	ガスクロマトグラフィー
GTZ	ドイツ技術協力公社
IFS	ヴェトナム法科学研究所
IR	原子吸光光度計
JCC	合同調整委員会
JICA	国際協力事業団
ILEA	国際法執行学院
LCDC	ラオス国家薬物統制管理委員会
MOU	薬物統制に関する覚書
NACD	カンボディア国家薬物対策機関
NCB	タイ薬物統制委員会
OJT	オンザジョブ・トレーニング
ONCB	タイ薬物統制委員会事務局
PNSB	タイ警察麻薬撲滅局
R / D	討議議事録
RTP	タイ警察
SODC	ヴェトナム薬物統制常任事務所
TLC	薄膜クロマトグラフィー
UNDCP	国連薬物統制計画

地図



(出典：ASIAN DEVELOPMENT BANK)

1. 要請背景

ヘロインやアヘン等、薬物問題の中心である「黄金の三角地帯」は、タイ、ミャンマー、ラオス及び中国雲南省の接する地域である。これを中心としたインドシナ地域では、違法薬物の密造・密売及び乱用が、長年にわたる大きな懸案事項となってきた。過去数十年の間、タイをはじめとするインドシナ諸国はこの問題に対処するために、絶え間なく包括的な努力を続けているにもかかわらず、この問題は社会の多くの場面に大きな影響を与え続けている。最近、タイ政府の努力で、ケシを原料とするアヘン系薬物の生産は大きく減少した。ところが一方で、アンフェタミン系錠剤型覚醒剤(ATS)の密造、密売や若年層を中心とした乱用が社会問題になるなど、新たな展開をみせてきた。

こうした事態に対応するため、タイ政府は首相を委員長とする薬物統制委員会を設置し、国をあげて対策に取り組んでいる。特に、薬物統制委員会事務局(ONCB)は、実質的な薬物専門機関として、タイ警察及び国連機関と連携をとりながら対策を進めている。しかしながら、ATSは国際的なシンジケートを通じて密造密売されており、1国で対処するには限界がある。このため、タイ政府は地域的国際的な取り組みが不可欠であるという認識を強くしている。

薬物対策の地域協力の枠組みとして、タイ、中国、ミャンマー、ラオスの4か国は国連薬物統制計画(UNDCP)の支援を得て、1993年に薬物統制に関する覚書(MOU)に調印し、1995年にはカンボディアとヴィエトナムがこれに加わった。その後の国際会議等において、MOU署名国は協力して薬物対策を進める旨の意思表示を行っている。

一方、タイ政府はATSの取り締まり強化のために、薬物分析技術の強化に係る技術協力を日本政府に要請した。これに対し、日本政府は1999年に薬物対策の個別専門家をONCBに派遣し、薬物分析とりわけ不純物分析に係る技術移転を実施してきた。

これらの精密な薬物分析データは、様々な捜査情報を系統化し、密造ルートや密造所を特定するために極めて有効である。しかし、薬物の密造密売は、域内の国境を越えて行われているため、取り締まりの効果的実施のためには、タイだけでなく、域内各国が歩調を合わせて、分析能力を向上させることが必要である。

こうした背景のもと、タイ政府は、タイ及びカンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム(CLMV諸国)の薬物取り締まり強化のため、当該地域で最も一般的な薬物であるATSの成分情報の分析能力を域内各国が歩調を合わせて向上させ、その結果のデータベース化を図る新たな地域協力プロジェクトを日本政府に対して要請したものである。

2 . 調査・協議の経過と概略

2 - 1 第1回短期調査

(1) 調査期間

2001年7月18日～8月11日

(2) 調査団の構成

- | | | |
|----------|------------|---------------------------------|
| 1) 小川 正純 | 団 長 | 国際協力事業団社会開発協力部
社会開発協力第一課課長代理 |
| 2) 杉江 和美 | 薬物行政 | 警察庁生活安全局薬物対策課課長補佐 |
| 3) 井上 博之 | 薬物分析 | 科学警察研究所法科学第三部化学第一研究室室長 |
| 4) 小野 将司 | 情報通信 | 警察庁情報通信局情報管理課課長補佐 |
| 5) 田和美代子 | 広域技術協力 | 国際協力事業団アジア第一部インドシナ課 |
| 6) 北窓 時男 | プロジェクト効果分析 | アイ・シー・ネット(株)シニア・コンサルタント |
| 7) 米坂 浩昭 | プロジェクト効果分析 | アイ・シー・ネット(株)代表取締役 |
| 8) 岸野 優子 | 補強要員 | アイ・シー・ネット(株)企画部 |
| 9) 三津間由佳 | 協力企画 | 国際協力事業団社会開発協力部
社会開発協力第一課 |

(3) 概 要

タイ側の要請内容の確認、実施体制等を確認し、広域協力としての案件形成を行う方向性及び協力内容の精査と実施体制の整備の必要性を確認した。また、ミャンマー及びカンボディアにおいて関係機関の実態調査を行うとともに協力の概要等の説明を行った。

2 - 2 特別案件等調査「インドシナ地域薬物取締法執行能力の高度化に係る国際協力」コース

(1) 調査期間

2001年10月15日～10月24日

(2) 調査団の構成

- | | | |
|----------|-------|--------------------------|
| 1) 鶴飼 彦行 | 団長/総括 | 国際協力事業団東京国際センター業務第一課課長代理 |
| 2) 大前 義仁 | 技術指導 | 科学警察研究所 |
| 3) 伊藤 英明 | 企画調整 | 警察庁生活安全局薬物対策課 |

(3) 概 要

東京国際センターが2001年度に実施を計画しているインドシナ諸国対象の標記研修コースの検討にあたり、対象国の実態を把握するとともに要望を聴取した。

2 - 3 第2回短期調査

(1) 調査期間

2001年12月10日～12月20日

(2) 調査団の構成

- | | | |
|----------|------------|------------------------------|
| 1) 乾 英二 | 団 長 | 国際協力事業団社会開発協力部
社会開発協力第一課長 |
| 2) 玉光 慎一 | 技術協力政策 | 外務省経済協力局技術協力課 |
| 3) 杉江 和美 | 薬物行政 | 警察庁生活安全局薬物対策課課長補佐 |
| 4) 八木 一春 | 薬物捜査 | 宮城県警察本部警備部外事課課長補佐 |
| 5) 宮西 健至 | 薬物情報 | 警察庁情報通信局情報管理課専門官 |
| 6) 三津間由佳 | 協力企画 | 国際協力事業団社会開発協力部
社会開発協力第一課 |
| 7) 北窓 時男 | プロジェクト効果分析 | アイ・シー・ネット(株)シニア・コンサルタント |

(3) 概 要

周辺国参加型セミナーを実施し、関係各国のプロジェクトへの参加の意思を確認した。タイ側と協力内容、手続き等について協議を行い、ミニッツで確認した。

2 - 4 討議議事録(R/D)調印

(1) 日 時

2002年6月11日

(2) 調印者

森本 勝 JICAタイ事務所所長

(3) 概 要

6月11日、タイ薬物統制委員会事務局(ONCB)事務局長Mr. Kitti Limchaikitとの間でR/Dの署名を取り交わした。これにより、ONCBを実施機関とする「タイ薬物対策地域協力プロ

プロジェクト」が、2002年6月16日から3年間にわたって実施されることとなった。

本プロジェクトの概要は以下のとおりである。

1) 目 標

タイ及びCLMV諸国において適切な薬物分析技術が薬物取締能力強化のために活用され、
タイ及びCLMV諸国の薬物取締能力が向上する。

2) 成 果

CLMV諸国の薬物鑑定官が、薬物の定性分析、定量分析の知識と技術を習得する。

CLMV諸国の中核的な薬物鑑定官が、薬物の定性分析、定量分析の知識と技術を習得する。

タイ警察及び医科学局の地域、地方ラボの中核的な薬物鑑定官が不純物分析の知識と技術を習得する。

3) 活 動

CLMV諸国の薬物鑑定官に対し定性分析、定量分析の研修を実施する。

CLMV諸国の薬物鑑定官に対し不純物分析の研修を実施する。

タイ警察及び医科学局の薬物鑑定官に対し定量分析の研修を実施する。

タイ警察及び医科学局の薬物鑑定官に対し不純物分析の研修を実施する。

不純物分析の実践的活用のための薬物情報システム構築に係る支援を実施する。

薬物情報システムの活用に関する提言を行う。

4) 投 入

日本側は、専門家3名(チーフアドバイザー/薬物取締、薬物分析、薬物情報システム)と短期専門家を年間約3名派遣するほか、カウンターパート年間約3名を本邦研修に受け入れ、ガスクロマトグラフィー等の機材供与を行う。

相手国側はカウンターパートの配置と、ONCBにおける執務スペース及び研修設備の提供、CLMV各国2名の研修対象薬物鑑定官の指名を行う。

5) 協力期間

2002年6月16日～2005年6月15日

3. 事前評価表 / プロジェクトドキュメント

「事業事前評価表」(技術協力プロジェクト)

作成日:平成14年4月22日

担当部・課:社会開発協力部社会開発協力第一課

案件名:タイ薬物対策地域協力																																									
対象国:タイ、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム				実施地域:タイ・バンコク市																																					
実施予定期間:2002年6月~2005年6月																																									
1. プロジェクト要請の背景																																									
<p>インドシナ地域において、違法薬物の密造・密売及び乱用は、長年にわたる懸案問題となってきた。過去40~50年の間、タイをはじめとする周辺諸国はこの問題に対処するため、絶えることなく包括的な努力を続けてきた。それにもかかわらずこの問題は、今日まで社会の様々な場面に大きな影響を及ぼしている。</p>																																									
タイにおける薬物事犯数と逮捕者の経年変化																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">年</th> <th style="width:35%;">事犯数</th> <th style="width:35%;">逮捕者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1997</td> <td>158,062</td> <td>171,629</td> </tr> <tr> <td>1998</td> <td>192,664</td> <td>211,942</td> </tr> <tr> <td>1999</td> <td>199,089</td> <td>215,887</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>202,623</td> <td>217,329</td> </tr> </tbody> </table>						年	事犯数	逮捕者数	1997	158,062	171,629	1998	192,664	211,942	1999	199,089	215,887	2000	202,623	217,329																					
年	事犯数	逮捕者数																																							
1997	158,062	171,629																																							
1998	192,664	211,942																																							
1999	199,089	215,887																																							
2000	202,623	217,329																																							
<p>アヘンやヘロインが主体であった従来型の違法薬物問題に加え、近年はアンフェタミン系覚醒剤(以下ATSと表記する)の密造と密売、特に若年層による乱用が大きな社会問題となっている。大量のATSは国際的シンジケートを介して流通し、その乱用者は社会のあらゆる階層に広がり、負のインパクトを与えている。</p>																																									
タイにおけるATS関連の事犯指標の経年変化																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">年</th> <th style="width:15%;">事犯数 (人)</th> <th style="width:15%;">押収重量 (kg)</th> <th style="width:15%;">押収数 (100万錠)</th> <th style="width:15%;">摘発した密造 所(箇所)</th> <th style="width:15%;">逮捕者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1996</td> <td>52,397</td> <td>817</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>57,861</td> </tr> <tr> <td>1997</td> <td>79,500</td> <td>1,916</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>88,233</td> </tr> <tr> <td>1998</td> <td>130,680</td> <td>3,013</td> <td>33</td> <td>13</td> <td>145,825</td> </tr> <tr> <td>1999</td> <td>147,784</td> <td>4,518</td> <td>50</td> <td>18</td> <td>160,941</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>149,827</td> <td>7,422</td> <td>82</td> <td>10</td> <td>162,107</td> </tr> </tbody> </table>						年	事犯数 (人)	押収重量 (kg)	押収数 (100万錠)	摘発した密造 所(箇所)	逮捕者数 (人)	1996	52,397	817	9	12	57,861	1997	79,500	1,916	21	15	88,233	1998	130,680	3,013	33	13	145,825	1999	147,784	4,518	50	18	160,941	2000	149,827	7,422	82	10	162,107
年	事犯数 (人)	押収重量 (kg)	押収数 (100万錠)	摘発した密造 所(箇所)	逮捕者数 (人)																																				
1996	52,397	817	9	12	57,861																																				
1997	79,500	1,916	21	15	88,233																																				
1998	130,680	3,013	33	13	145,825																																				
1999	147,784	4,518	50	18	160,941																																				
2000	149,827	7,422	82	10	162,107																																				
<p>薬物取り締まり能力を強化するうえで、精密な薬物分析データは様々な捜査情報を系統化し、密売ルートや密造所を特定するために極めて有効である。したがって、日本政府はタイに薬物分析の個別専門家を派遣し、その技術移転を進めてきたが、薬物の密造密売は域内の国境を越えて行われていることから、取り締まりを効果的に実施するためには、タイのみならず域内各国が歩調を合わせて分析能力を向上させることが必要である。このような背景のもと、タイ政府は、日本政府に対し地域協力プロジェクトの実施を要請してきたものである。</p>																																									
2. 相手国実施機関																																									
タイ	薬物統制委員会事務局																																								
カンボディア	国家薬物対策局																																								
ラオス	国家薬物対策撲滅委員会																																								
ミャンマー	中央薬物乱用対策委員会																																								
ヴィエトナム	薬物対策常任委員会																																								

3. プロジェクトの概要及び達成目標

(1) 達成目標

1) プロジェクト終了時の達成目標（プロジェクト目標）

[目標]

タイ及びCLMV諸国（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナム）の薬物鑑定官が精度の高い薬物分析をできるようになり、分析結果が情報データベースに蓄積される。

[指標]

- ・薬物取り締まりに実際に貢献した不純物分析件数。
- ・薬物取り締まりに実際に貢献した定量・定性分析件数。
- ・タイ及びCLMV諸国における薬物取締活動に対する各種インパクト

2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

[目標]

タイ及びCLMV諸国の薬物統制機関が薬物分析と捜査情報を統合した、より高度な薬物取締能力を獲得する。

[指標]

- ・適正な薬物分析結果に基づく取締件数（摘発件数、逮捕者数、摘発密造所数）
- ・薬物押収量及び推定密造量

(2) 成果（アウトプット）と主な活動

上記の目標を達成するために以下のような成果をめざした活動を行う

- 1) CLMV諸国の中核薬物鑑定官が定性分析、定量分析に係る知識と技術を修得する。
- 2) CLMV各国最低1名の薬物鑑定官が不純物分析に係る知識と技術が向上する。
- 3) タイ警察・医科学局の地域・地方ラボにおいて十分な人数の薬物鑑定官が定量分析に係る知識と技術を修得する。
- 4) タイ警察及び医科学局においてそれぞれ最低各1名の薬物鑑定官が不純物分析に係る知識と技術を習得する。
- 5) タイONCBにおいて、薬物分析結果を取り締まりに資するための情報データベースシステムが完成する。

(3) 投入（インプット）

日本側

総費用 約2億7,000万円

長期専門家：3名（ チーフアドバイザー / 薬物取締、薬物分析、
薬物情報データベースシステム構築）

短期専門家：3名 / 年 程度

カウンターパート研修員受入れ：3名 / 年 程度

機材供与：7,000万円（ガスクロマトグラフィー等）

相手国側 土地・施設提供、運営経費、カウンターパートの配置

(4) 実施体制

首相を委員長とする薬物統制委員会は、タイにおける薬物問題全般に関する権限を有している。薬物統制委員会事務局は、タイ警察、保健省医科学局と連携して、薬物の鑑定分析、取り締まりを行っている。

4．評価結果（実施決定理由）

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

（妥当性）

精度の高い分析技術や情報処理技術等、我が国が技術的蓄積・優位性を有する分野にかかわる協力であること、及び日本国内にも影響を与えているインドシナにおける薬物問題への取り組みは、我が国の薬物対策にも大きく貢献することから、我が国が協力を行う妥当性が高い。

（有効性）

薬物対策の強化のためには各種のアプローチがあるが、薬物（不純物）分析能力の強化は、直接的に取締能力の向上につながる技術であることから高い有効性が期待できる。

（効率性）

薬物汚染は国境を越えて進んでおり、国ごとに対応するよりも地域を対象とした協力を行うことが効率的・効果的である。既に技術移転が進んでいるタイを拠点としてインドシナ地域各国の人材育成と取締能力強化を行うことは、極めて効率性が高い。

（インパクト）

薬物汚染により最も大きな影響を受けるのは貧困層などの社会的弱者である。タイの国家開発計画においても国別事業実施計画においても社会セクターは優先的な開発課題であり、とりわけ、社会的弱者のリスク軽減は重点分野となっており、本協力による大きなインパクトが期待される。

（自立発展性）

薬物取り締まりの強化は各国政府が重要課題と位置づけて対応を進めている。薬物分析を活用することにより、少ない予算で取り締まりに活用可能な多くの情報を得られることから、自立発展性の可能性は高い。ただし、国によってはガスクロマトグラフィーに必要な試薬類の入手が困難な場合もあり、その供給体制を確保することが自立発展性を確立する条件となる。

5．外部要因リスク（外部条件）

- （1）タイ政府が、インドシナ地域における薬物対策の実施に関し主導的な役割を果たす。
- （2）CLMV諸国が相互に協力関係を維持発展する。

6．今後の評価計画（中間評価、終了時評価の実施時期）

「終了時評価（2003年12月ごろ）、事後評価（2007年ごろ）を実施予定」

プロジェクトドキュメント
タイ王国
薬物対策地域協力プロジェクト
(2002 ~ 2005)

2002年6月

タイ薬物統制委員会事務局
及び
国際協力事業団

目 次

1 . 序 説	12
2 . プロジェクト実施の背景	13
2 . 1 当該国の社会情勢	13
2 . 2 薬物問題の全般的状況	14
2 . 3 タイ政府の戦略	16
2 . 4 過去・現在の政府その他の関連事業	17
3 . 薬物対策問題とその現状	20
3 . 1 薬物問題の制度的枠組み	20
3 . 2 薬物鑑定の現状	21
4 . プロジェクト戦略	26
5 . プロジェクトの内容	27
5 . 1 上位目標	27
5 . 2 プロジェクト目標	27
5 . 3 成果と活動	28
5 . 4 活動の実施戦略	29
5 . 5 投 入	29
5 . 6 外部条件・リスクの分析	31
5 . 7 プロジェクトの運営・実施体制	32
5 . 8 事前の義務及び必要条件	34
6 . プロジェクトの総合的实施妥当性	35
6 . 1 効 果	35
6 . 2 有効性	37
6 . 3 効率性	37
6 . 4 妥当性	38
6 . 5 自立発展性	39
6 . 6 事前評価のまとめ	41

7 . プロジェクトドキュメントの別添資料(Annexes)	43
Annex 1 PDM案	45
Annex 2 Tentative Plan of Operation	46
Annex 3 専門家のTOR	47
Annex 4 投入機材の具体的スペック資料	49
Annex 5 麻薬取締法抜粋	50
Annex 6 タイ警察・医科学局の薬物鑑定所の配置	52
Annex 7 各鑑定機関の設備概要	55
Annex 8 各鑑定機関の薬物鑑定手法	56
Annex 9 薬物鑑定官の人数と技術レベル	57
Annex 10 Acronym	58

1. 序 説

- (1) インドシナ地域において、違法薬物の密造・密売及び乱用は、長年にわたる懸案問題となってきた。過去40～50年の間、タイをはじめとする周辺諸国はこの問題に対処するため、絶え間なく包括的な努力を続けてきた。にもかかわらずこの問題は、今日まで社会のあらゆる場面に多大な影響を及ぼしている。
- (2) アヘンやヘロインが主体であった従来型の違法薬物問題に加え、近年はアンフェタミン系覚醒剤(以下ATSと表記する)の密造と密売、特に若年層による乱用が大きな社会問題となっている。ケシを原料とするアヘン系薬物の生産は、タイ政府の撲滅政策によって大きく減少した。逆にATSの生産が増加した要因としては、ATSの密造に必要とされるほとんどの前駆化学物質が合法的に生産されており、ATSの密造に使用されると断定して取り締まることが難しい。またATSは密造者にとって利益をあげやすいこと、特に錠剤型ATS(ヤバーなど)はその摂取方法が容易で価格が安く、容易に入手しやすいことがあげられる。
- (3) 大量のATSは国際的なシンジケートを介して密造されており、ATSの乱用者は社会のあらゆる階層に広がり、社会、文化、経済、治安などのあらゆる場面に直接・間接的な負のインパクトを与えている。なおかつ違法薬物問題は、1国の問題として対処することが困難なため、地域的国際的な取り組みが不可欠である。
- (4) 薬物対策の地域協力枠組みとして、タイ、中国、ミャンマー、ラオスの4か国は、国連薬物統制計画(以下UNDCPと記述)の支援を得て、1993年に薬物統制に関する覚書(MOU)に調印し、1995年にはカンボディアとヴィエトナムがそれに加わった。さらに1998年にニューヨークで開催された国連総会麻薬特別会議では、MOU調印6か国による共同声明が盛り込まれ、麻薬、ATS、向精神薬などの生産、密売及び乱用に対して、協力して立ち向かうことが宣言された。さらに1999年のアジア薬物対策東京会議では、MOU6か国代表者の出席のもと、関係諸国が協力して対違法薬物の法執行能力を強化していく旨のコミュニケが採択された。
- (5) 薬物対策は緊急の課題であり、法執行能力を強化するうえで、薬物分析技術の向上が不可欠であることが広く認識されている。薬物分析技術がタイ及び周辺国で向上することは、この地域における法執行能力の強化に貢献するものと思われる。各国における薬物分析技術の向上を実現するべく、タイ政府は日本政府に薬物分析技術を高めるための支援を要請した。本プロジェクトドキュメントはインドシナ地域における薬物問題を概観し、取り組もうとするプロジェクトの内容を明確にするためのものである。

２．プロジェクト実施の背景

２．１ 当該国の社会情勢

- (1) タイでは1992年以降、民主的な政権交代が行われてきた。1987～1995年までの海外からの直接投資による輸出産業の発展に支えられ、毎年8%を超える経済成長を遂げた。伝統的な農業国から、タイは東南アジアにおける経済成長センターの一翼を担うようになった。ところが1997年の為替制度の変更を契機に国際短期資本が流出したため、バーツが下落し、経済危機を招いた。その後1999年以降は、製造業を中心に経済活動は回復しつつある。
- (2) タイの第8次国家経済社会開発5か年計画(1996～2001年)では、8%の経済成長率を目標とし、国民生活の質的向上に主眼を置いた「人間中心の開発」を基本理念として打ち出した。ところが、1997年以降の経済危機により、経済指標の下方修正を迫られるとともに、経済の安定化、産業構造改革や行政改革の推進、社会的弱者の救済などの取り組みが求められるようになった。新憲法制定後初の5か年計画である第9次国家経済社会開発計画(2002～2006年)では、これまでの急速な経済発展を自省し、社会の安定を保ちながら持続的に発展することをめざしている。貧困層に開発の焦点があてられ、農民救済、地方村落開発、中小企業支援などに混じって、薬物対策が政府の重点政策にあげられている。
- (3) 一方、ミャンマー、カンボディア、ヴェトナム、ラオスなど周辺国(以下CLMV諸国と記述)は、それぞれ独自の社会経済的背景のなかで、インドシナ地域の共通問題である薬物問題に取り組んでいる。
- (4) 農業国のミャンマーでは、人々の生活に必要な工業製品が不足している。輸出の不振 外貨不足 輸入の削減 生産の減少という悪循環が定着し、モノ不足や物価高、失業などの問題を抱えている。4,640万人のミャンマー人口の3分の2はビルマ族であり、残りは国境山岳地帯に暮らす数多くの少数民族である。ミャンマーにおける薬物対策は、国境山岳地帯に暮らす人々の生活をいかに向上させるかという開発問題でもある。
- (5) カンボディアでは人口1,160万人の85%が農村に住み、15%が都市に住んでいる。国民1人当たりのGDPは282米ドルであり、国民の40%が貧困線を下回っている。同国は1999年4月にASEANに加盟し、国際援助は増加傾向にある。国境が開放され、市場経済が促進されたことで、海外からの物流が拡大し、新たな薬物問題に直面することになった。

- (6) ヴィエトナム人口7,633万人の9割はキン族(ヴェト族)で、残りはその他53民族からなる。1986年以降、市場経済システムの導入と積極的対外開放政策を推進してきた。その結果、比較的豊かな天然資源、良質な人的資源や市場としての成長性が世界の注目を集め、貿易や海外投資が増大し、経済も順調に成長した。こうしたなかで、政府はヘロインを中心とする薬物問題に取り組んでいる。
- (7) 497万人の人口を抱えるラオスは、社会主義政権下の農耕社会を基礎としているため、市場経済の浸透は限定的である。農林水産業の生産性は低く、輸出競争力のある商品の開発もあまり進展していない。国内への緩やかな市場経済の浸透につれて、共有の文化基盤を有し、最大の輸入相手国となっているタイの影響が徐々に増しつつある。そうしたなか、ラオスでは近年、ATS(錠剤型覚醒剤)の押収が増えており、薬物対策が国家の重要課題の1つとして取り上げられている。

2.2 薬物問題の全般的状況

- (1) 黄金の三角地帯では、1960年代にアヘンからヘロインへの精製が行われるようになった。アヘン依存者の間にヘロインが流行し、ヘロインは当地域における主要な乱用薬物となった。1980年代以降、ケシ撲滅が強化され、タイにおけるケシ栽培は飛躍的に減少した。アヘン撲滅のため、主要なケシ栽培地域である北部山岳地域を対象に、政府はケシ栽培の禁止、換金作物の導入、村落開発の強化を推進した結果、ケシ栽培はほぼタイの国土から一掃された(図1)。
- (2) 黄金の三角地帯で麻薬王と呼ばれたクン・サのミャンマー政府への投降(1996年)もまた、ヘロインの流通量に影響を及ぼした。タイにおけるケシとヘロイン流通量の不足は価格高騰を引き起こし、ヘロイン需要の減少をもたらした。それに代わりATSは1980年代後半以降深刻な薬物問題として浮上し、1990年代半ばまでに、ヘロイン乱用者の多くは安価なATSの乱用へと転換し、ATSはタイ及び周辺地域における主要な乱用薬物になりつつある。
- (3) ATSの乱用は、乱用者数、生産量、取引量、押収量などの観点から、現在のタイにおける最も主要で深刻な薬物問題となっている。厚生省の統計によれば、現在タイには300万人以上のATS乱用者がおり、そのうちの30万人が常用者だという。違法薬物による逮捕者の数は、2000年において21万7,329人であり、そのうちの16万2,107人(75%)がATSにかかわる逮捕者であった(Office of the Narcotics Control Board Statistics)(図2参照)。

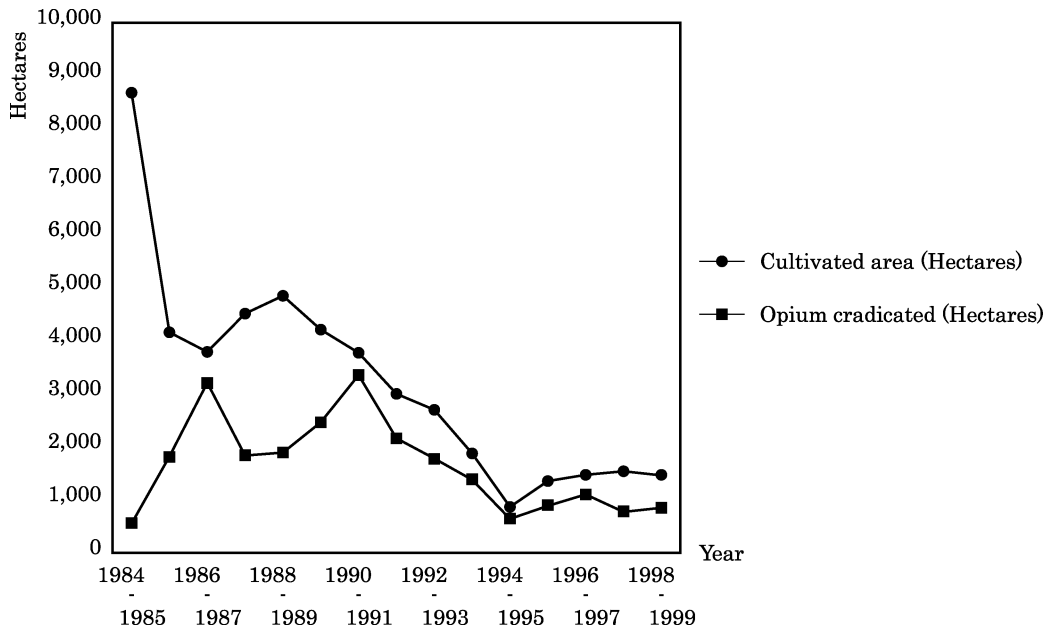


図1 アヘンゲシの栽培面積と撲滅面積の経年変化

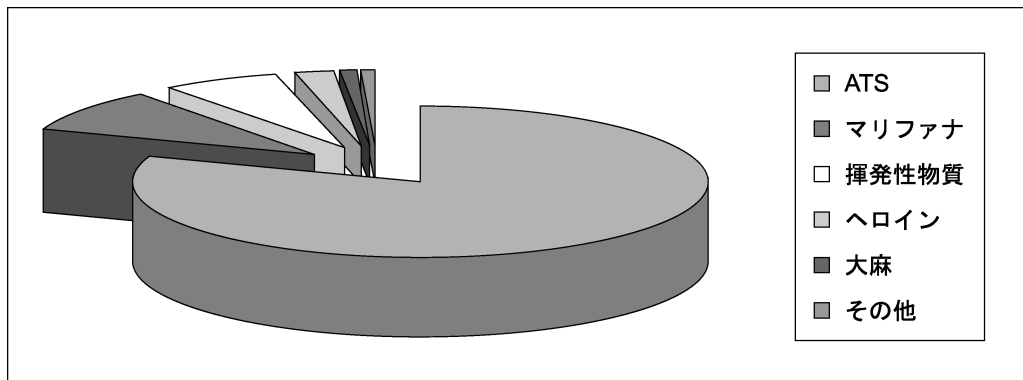


図2 2000年における薬物事犯逮捕者数の割合

(4) ATSの主要な乱用地域は、バンコク市と国境山岳地帯である。バンコク市における乱用者の増加率は、国内の他の地域に比べかなり高い。ATSの乱用は、売春婦、肉体労働者、トラック運転手や酌婦など、社会的に不利な集団だけではなく、十代の前半から二十代の多くの若者に流行っている。タイ国首相府薬物統制委員会事務局(以下ONCBと記述)によれば、若者のあいだの薬物乱用は、1994年(7万2,000件)~1999年(46万3,000件)までに6倍以上に増えている。その多くがATSに起因するものである。

(5) 莫大な量のATSが国境山岳地帯やミャンマー国内で生産され、タイへ運ばれる。図3はATSの流通構造を示している。流通構造の底辺に乱用者が位置づけられ、頂点に生産者がいる。そ

の両者を結びつけるのが流通業者である。流通業者のなかでも、より生産者に近い卸売り業者やディーラーと、より乱用者に近い小売り業者や路上密売人が存在する。路上密売人のなかには、覚せい剤を友人に紹介することで、薬や金をコミッションとして得ている者がいる。最初は無料で配布するようなプロモーションも行われているという。

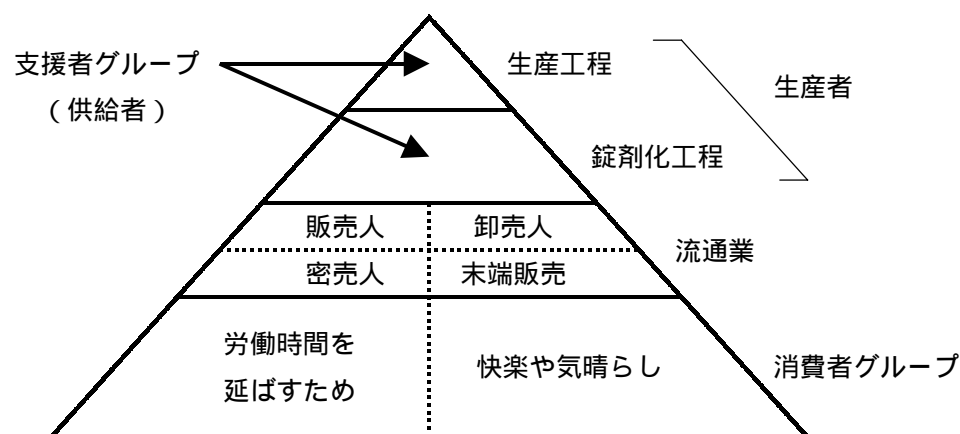


図3 ATSの流通構造

2.3 タイ政府の戦略

(1) タイ政府は違法薬物対策を国家発展の重要課題の1つと位置づけ、薬物乱用防止、リハビリテーション、治療、違法薬物撲滅のための多くの政策を掲げている。首相令第119号(2001)では、薬物対策の新たな戦略が示された。前駆化学物質の統制、薬物の抑制、治療とリハビリテーションのプログラム、情報活動、法の改正、国際協力活動、研究活動、モニタリング評価などがそこに含まれる。

(2) 第9次国家経済社会開発計画(2002~2006年)では、麻薬統制計画が優先課題として取り上げられている。政府は地域コミュニティーを巻き込んだ、薬物防止への取り組みを強調している。警官、教師、村長、カウンセラーなどで構成される支援組織が薬物問題に対する地域の理解を深め、青少年を薬物から守り、乱用者や常用者の更正を支援する。政府は特に、国民全体の薬物問題に対する取り組みを「大地の力」として協調している。薬物対策の政策内容は以下に述べるとおりである。

【薬物撲滅】

- ・多くの国民に薬物の正しい知識と対処方法を普及し、人的資源開発を図る。
- ・薬物撲滅のための体制を強化する。
- ・薬物の密売ルートを遮断するため、断固とした法的手段を講ずる。

【治療とリハビリテーション】

- ・自発的もしくは強制的な治療やリハビリテーションを推進し、乱用者を薬物犯罪グループから切り離す。
- ・乱用者が社会の一員として復帰できるよう支援する。

【捜査情報】

- ・関係機関の捜査活動を強化し、関係機関間の協力を推進する。

【指揮と調整】

- ・阻害要因を排除するため関係機関が効果的に機能するよう、指揮の効率を高める。

【法令や審判手続きの改善】

- ・薬物乱用者が公正かつ厳しく罰せられるよう、起訴手続き及び審判能力を高める。

【国際協力】

- ・薬物問題の解決に寄与する国際協力を推進する。

2.4 過去・現在の政府その他の関連事業

- (1) 1964年以来、タイ政府は薬物問題に取り組むため、国際連合との協力体制をとっている。同時にアメリカ、ドイツ、オーストラリア、カナダ、ノルウェーその他諸国との間で二国間協力が進められている。違法薬物の撲滅、代替作物導入、法執行、犯罪防止、前駆化学物質統制、需要削減、薬物乱用防止キャンペーン、更正などのプログラムがこれまで実施されてきた。
- (2) 国家レベルでは、ONCBとタイ警察(Royal Thai Police：以下RTPと記述)を含む11省庁にまたがる36の政府関係機関が協力している。さらに、首相令第141号(1998年)によって、国家レベルと地方レベルの活動が強化された。

2.4.1 二国間協力

【米国】

1974年以来、薬物対策に対して毎年継続的な資金協力を行っている。その金額は年間約300万米ドル。資金の用途は多岐にわたり、RTP、税関局、法務局、ONCBなどの機関の業務支援のほか、米国 - タイ・二国間協力案件の資金として用いられる。1999年3月に国際法

執行学院(ILEA)が設立され、違法薬物統制関連の履修コースを実施している。ILEAは米国とRTPの代表者によって構成される合同委員会で管理運営されている。

【ドイツ】

ドイツからの協力は、薬物栽培統制、山岳地域開発、薬物防止、人的資源開発のための資金供与や機材、技術援助などの分野で10年以上続いてきた。具体的には山岳地域開発プログラム(TG - HDP)や麻薬統制プログラム(TG - NCP)などがある。また、「地域レベルの薬物乱用統制に関する情報とネットワークづくり(RIAN - CB - DAC)プロジェクト」は、GTZとONCBとの合意により1999～2000年に実施された。薬物乱用統制に地域レベルで取り組む能力の向上をめざし、ドイツ政府より20万マルクが供与された。現在は、ドイツからの新規援助は計画されていない。

【オーストラリア】

麻薬栽培統制にかかわる山岳地開発のための技術的・財政的支援、生涯教育センターや移動教育ユニットの設立に協力してきた。また、13年前にONCBのコンピューターセンターの立ち上げで、財政支援と技術協力を実施している。そのメインフレームが現在も稼働中である。

【日本】

薬物関連ではONCBに対して、1993年以降JICA個別専門家派遣事業として、薬物鑑定の長期専門家1名、短期専門家2名が派遣された。また、企画調査員(薬物対策支援)1名がJICAタイ事務所に派遣された。

【その他の国々】

- ・フランス：リモートセンシング、トレーニングセンター、代替作物導入計画などのプロジェクトに関してONCBと協議中である。
- ・イギリス：トレーニングに関する小規模プロジェクトが進行中。新たにミャンマー、カンボディアを除くMOU諸国に対し、資金洗浄対策の援助を行う計画がある。
- ・EU：ONCB外務部の意見では、予算が使いにくいいため、プロジェクトを組むのが難しく、協議している案件はないとのことであった。

2.4.2 地域間協力

【タイ/ミャンマー/ラオス間協力】

- ・ UNDCPによる薬物法執行に関するワークショップ
- ・ 薬物乱用統制のための政府担当者会議
- ・ 薬物乱用統制のための大臣会議

【MOU諸国間協力】

- (1) 広域性を抱える薬物問題の性格から、地域的な取り組みが不可欠であるという認識を踏まえ、1993年にタイ、中国、ラオス、ミャンマーとUNDCPとの間で、薬物統制に関する覚書(Memorandum of Understanding : MOU)が交わされ、1995年にカンボディアとヴェトナムが加わった。取り組みの柱は、薬物の供給削減のための法執行の強化や、需要削減のための地域アクションプランの策定である。
- (2) 1999年5月に関係国の高官/大臣会議がラオスのビエンチャンで開催され、日本の財政支援を得て、UNDCPが実施を提案した「Development of Cross Border Law Enforcement Cooperation in East Asia(通称クロスボーダープロジェクト)」に関して合意が得られた。MOU諸国間の主要な国境検問所で、国境各国法執行機関間の連絡を密にし、現場での法執行活動を効率的に行うものである。プロジェクトの第1フェーズは中国-ラオス、中国-ミャンマー、中国-ヴェトナム間の国境を対象とし、第2フェーズでカンボディア-タイ、カンボディア-ヴェトナム、ラオス-タイ、ラオス-ヴェトナム、ミャンマー-タイの国境を対象として実施されている。
- (3) ASEANと中国の協力活動に関する協定が「薬物のないASEAN2015に向けて」という力強いアクションプランとして、2000年10月13日にバンコク市で締結された。それは新たな薬物の危険性を知らせ、改善の方策をさぐる相互ネットワークの推進を可能にするものである。そのアクションプランは以下に述べる4つの柱からなる。
- 1) 違法薬物の危険性とその取り組みへの社会的重要性を市民に知らせること
 - 2) 需要削減のための意見を取りまとめ、その最善策としての実践を受け持つこと
 - 3) 法執行協力や立法上の再検討、薬物統制のネットワーク化を推進することによって、法規制を強化すること
 - 4) 違法薬物の原料となる植物の栽培を撲滅するため、共同体の関与と開発プログラムを推進することによって、違法薬物の供給を断つこと

3 . 薬物対策問題とその現状

3 . 1 薬物問題の制度的枠組み

【1976年麻薬統制法】

(1) タイにおける1976年制定の麻薬法では、薬物統制委員会(Narcotics Control Board : 以下NCB)を薬物撲滅と防止の最高機関に指名し、薬物統制委員会事務局(ONCB)がNCBでの決議事項を実施すると規定した。

(2) NCBは首相を委員長とし、内務大臣、教育大臣、厚生大臣、警察庁長官、法務長官、税関局長及びNCB事務局長を委員として構成される(図4)。さらに6名までの委員が内閣によって指名される。指名された委員の任期は2年間である。

(3) NCBの役割は、麻薬法に準じた薬物事犯の調査と起訴の統制、薬物統制活動の促進と調整、薬物対策に関する閣議への提言、薬物依存治療プログラムの監督と調整、などである。

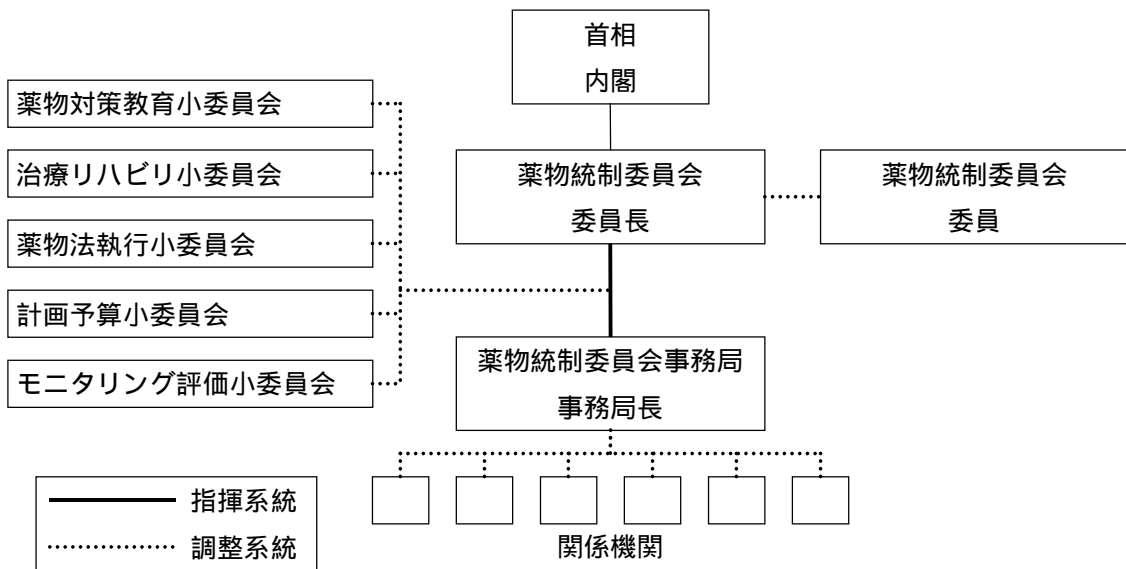


図4 調整と指揮の系統図

【1979年制定麻薬法】

(1) タイにおいて的確な麻薬統制を行うため、麻薬・薬物は危険性と薬事目的に応じ、次の5つのカテゴリーに分類される。

種別 類

ヘロイン、アンフェタミン、メタンフェタミン、エクスタシー、LSDなど32種類

種別 類

コカの葉、コカイン、コデイン、ケシがらの圧縮物、メサドン、モルヒネ、アヘンなど
100種類

種別 類

医療用麻薬で、原料として種別 類の麻薬を含むもの

種別 類

リゼルギン酸、エルゴメトリン、エルゴタミン無水酢酸など、種別 類～ 類の麻薬製
造用の15化学品。

種別 類

大麻、ケシ、マジックマッシュルームなど種別 類～ 類に含まれない4 麻薬

(2) 関連麻薬法における違反と罰則規定を別添資料Annex 5 に示す。所持薬物の種類と薬物成分の純重量によって刑量が異なるため、鑑定機関において押収薬物の定量分析が義務づけられている。従来はATSを20 g 以上押収した場合のみ定量分析の対象とされたが、2002年1月からの薬物取締規定の変更により、ATS(錠剤型覚せい剤)15錠(13.5 g)の押収で定量分析が義務づけられるため、薬物分析技術の向上がさらに要求される。

3.2 薬物鑑定の現状

ここではタイ及び周辺国における薬物鑑定機関と薬物分析技術の現状について明らかにする。薬物鑑定官の技術レベルを明らかにするため、表 - 1 に示す4段階の基準を設定し、それぞれの薬物鑑定機関での聞き取りに基づいて、薬物鑑定官の技術レベルを判断した。

表 - 1 技術レベルの基準

技術レベル	技術レベルの内容
4	不純物分析ができる。
3	GCを使いこなせる。すなわち、以下の3項目が可能である。 ・検量線を使って定量分析ができる。 ・標品との違いについて推定ができる。 ・性能劣化に対応したメンテナンスができる。
2	GCを使った定性分析ができる。
1	TLCを使った定性分析ができる。

GC : ガスクロマトグラフ

TLC : 薄層クロマトグラフ

3.2.1 タイ

【薬物鑑定機関】

(1) タイにおける違法薬物の鑑定はONCB、RTP、医科学局(以下DMScと記す)の3組織が実施している。ONCBの薬物鑑定所はバンコク市に1か所ある。RTPの薬物鑑定所はバンコク市の中央鑑定所のもとに、12の地域鑑定所と51の県鑑定所がある。これら51の県鑑定所のほかにも、未設置の県では鑑定所の整備が進められつつある。また、DMScはバンコク市の中央鑑定所のもとに12の地域鑑定所を擁している(別添資料Annex 6)。各鑑定機関の主要鑑定所における設備概要を別添7に示す。また、各鑑定機関の年間処理鑑定件数は表-2のとおりである。

表 - 2 各鑑定機関の年間処理鑑定件数(タイ)

年	ONCB	タイ警察(RTP)			医科学局(DMSc)	
		中央	地域	警察計	中央	医科学局計
2000	3,893	32,690	82,475	115,165	23,991	100,258
1999	1,602	37,308	53,352	90,660	21,819	94,545
1998	1,176	37,555	62,946	100,501	22,711	52,326
1997	800	31,743	60,322	92,065	17,001	68,564
1996	769	28,638	53,098	81,736	-	-

(2) 各組織で薬物鑑定に従事する鑑定官の数は、ONCBが6名、RTPは中央鑑定所に16名、地域鑑定所に30名、県鑑定所に87名、合計133名である。DMScは中央鑑定所に19名、地域鑑定所に72名(各鑑定所に6名とした概数)、合計91名。総計すると、タイ全国の薬物鑑定官の総数は約230名である。

【薬物分析技術】

ONCBの鑑定官6名のうち、日常業務として定量分析を実施している3名は4のレベルにある。また、日常業務で定性分析を実施している3名は、3のレベルにある。RTP中央鑑定所の鑑定官16名は、日常的に定量分析を行う鑑定官が7名、定性分析を行う者が9名であること、鑑定官によって経験年数が異なることから、技術レベル1~3にそれぞれ4~7名ずつ分散している。地域鑑定所の鑑定官30名と県鑑定所の鑑定官87名は、2か3のレベルにある。DMScの中央鑑定所の薬物鑑定官は、ほぼ技術レベル3の段階にあると考えられる。一方、12の地域鑑定所の鑑定官約72名はレベル1~3に分散している。

3.2.2 ミャンマー

【薬物鑑定機関】

ミャンマーにおける違法薬物の鑑定機関は犯罪調査局(以下CIDと記述)と科学鑑定官事務所(以下CEOと記述)である。薬物鑑定官はヤンゴンのCIDに7名、CEOに7名、マンダレーのCEOに8名、合計22名である。両鑑定機関の鑑定所における設備概要を別添資料 Annex 7 に示す。また、各鑑定機関の年間処理鑑定件数は表 - 3 のとおりである。

表 - 3 各鑑定機関の年間処理鑑定件数(ミャンマー)

年	CEO		CID
	ヤンゴン	マンダレー	ヤンゴン
2000	1,327	3,217	約120
1999	1,856	3,416	-
1998	751	3,098	-
1997	638	2,988	-

【薬物分析技術】

- (1) CIDの7名の鑑定官は、3名の上級鑑定官と4名の下級鑑定官に分類される。日常業務のレベルから考えて、7名全員がレベル1にある。ただし、上級鑑定官の3名は海外などでの研修を通して、上級の分析技術を学んでおり、知識的には3の技術レベルに達している。
- (2) ヤンゴンのCEOに勤務する4名の上級鑑定官と3名の下級鑑定官はTLCを使った定性分析が可能である。また上級鑑定官の一部はGCによる定性分析を行う知識はあるものの、実際の業務ではその機会がない。マンダレーのCEOでは、上級鑑定官全員がレベル1に達している。このうち1名はタイのONCBで技術研修を受けているので、知識的にはレベル2の状態にある。またすべての下級鑑定官はTLC分析の補助は可能だが単独では行えない。
- (3) 以上の結果から、ミャンマーにおける薬物鑑定官の技術レベルは、実質的にはレベル1の状態にある。

3.2.3 カンボジア

【薬物鑑定機関】

カンボディア唯一の薬物鑑定機関として、国家薬物対策機関(以下NACDと記述)内に薬物鑑定所がある。現在、所長、上級鑑定官1名、下級鑑定官3名の5名体制である。ここで

取り扱っている薬物資料は粉末と錠剤である。1 か月間の鑑定件数は平均 8 件で、TLC 検査による薬物の定性分析が行われている。GCがないため、検査できない資料は米国の Drug Enforcement Agency(DEA) またはタイ ONCB に送付して検査を依頼している。

【薬物分析技術】

鑑定機材は、日本の援助で pH Meter、Melting Point、Electronic Scan Meter が供与されたほか、米国から IR(インフラレッド・スペクトロフォトメーター)、フランスから TLC、UNDCP から前駆化学物質テストキットが供与されている。このうち、IR は、1999 年に供与されたものの、据付方法がわからないため放置されている。現在、NACD からタイの ONCB に対して、IR 分析機器の据付技術者の派遣と NACD スタッフの ONCB での 1 週間程度の研修を要請中である。鑑定所に GC がない現状から、鑑定官の技術レベルは 1 の段階にある。

3 . 2 . 4 ヴィエトナム

【薬物鑑定機関】

公安省警察総局の附属機関として法科学研究所(以下 IFS と記述)があり、ハノイとホーチミンに鑑定所を抱えている。ハノイには 22 名の薬物鑑定官が、ホーチミンには 6 名の薬物鑑定官が勤務している。両鑑定所における鑑定機材を別添資料 Annex 7 に示す。また、年間の鑑定件数を表 - 4 に示す。鑑定薬物の主流はヘロインであるが、ATS の鑑定件数が増加している。また、地方レベルでは、61 県中 45 県の県警内に簡易薬物鑑定所があり、呈色試験などの定性分析を実施している。

表 - 4 IFS における年間鑑定件数 (ヴィエトナム)

年	公安省法科学研究所 (IFS)	
	ハノイ	ホーチミン
2000	5,256	4,590
1999	6,373	4,092
1998	5,113	4,468
1997	4,271	3,904
1996	1,237	3,775

【薬物分析技術】

呈色試験、TLC による定性分析及び GC による定性・定量分析が実施されている。また、IR が装備されており、ヘロインや ATS の分析に用いられている。ハノイとホーチミンの両鑑定所における薬物鑑定官の技術レベルは 2 と 3 に分散している。

3.2.5 ラオス

【薬物鑑定機関】

薬物鑑定機関は、保健省の所管機関である食料薬物品質統制センター(以下FDQCCと記述)の1機関のみである。ここに4名の薬物鑑定官が勤務している。鑑定所における鑑定機材を別添資料Annex 7に示す。また、年間の鑑定件数を表 - 5 に示す。鑑定薬物の主流は、ATSである。

表 - 5 FDQCCにおける年間鑑定件数(ラオス)

年	FDQCC
2000	136
1999	90
1998	52
1997	33

【薬物分析技術】

呈色試験、TLCによる定性分析及びGCによる定性分析が実施されている。FDQCCにおける薬物鑑定官の技術レベルは2の段階にある。

4 . プロジェクト戦略

- (1) 本プロジェクトでは、法執行分野の強化を図るため、より正確な薬物分析技術(定性分析、定量分析、不純物分析)の向上を図る。それは、メタンフェタミンの乱用防止に早くから取り組んできた日本に研究の蓄積があることに加え、1999年のアジア薬物対策東京会議のコミニケでも述べられているように、薬物の鑑定分野で専門知識を供給する日本の技術的支援が期待されているからである。
- (2) 法執行の現場において、押収薬物の種類を鑑定し、所持薬物の量を確定することは、厳然とした法執行業務を遂行するうえで不可欠である。ところが多くのインドシナ諸国では薬物鑑定技術が確立されていないため、業務の遂行に支障を来している。薬物鑑定技術が比較的進んでいるタイにおいてさえ、地方の薬物鑑定所において、薬物鑑定業務が機能しはじめたのは比較的最近のことである。このため本プロジェクトでは、タイ及び周辺国における薬物鑑定官への研修を実施し、薬物鑑定技術の向上を図る。
- (3) 覚醒剤の乱用は従来日本を中心とした問題であったが、近年はアジア諸国でも深刻な問題になってきた。押収された覚醒剤(特に錠剤型覚醒剤)について、その合成方法や密輸ルートに関する科学的な裏づけが求められている。覚醒剤に含まれる不純物を分析する技術が、その1つである。不純物分析と呼ばれるこの鑑定技法は、覚醒剤の合成成分中に存在する特徴的な不純物を決定し、それらの種類や量から、押収された覚醒剤相互の比較や分類を行う。
- (4) タイのONCBは、1999年以降の日本による技術協力によって、不純物分析技術を習得した。本プロジェクトでは、この技術をタイの他機関や周辺諸国へ普及することをめざす。さらに、ONCBにおける薬物情報システムの構築を通して、薬物分析技術の法執行に対する支援体制を強化する。

5 . プロジェクトの内容

5 . 1 上位目標

上位目標：

タイとCLMV諸国の薬物統制機関が、薬物分析と捜査情報を統合した、より高度な薬物取締能力を獲得する。

想定される指標としては、

逮捕された事犯数、犯罪者数、破壊された密造所の数が増加する。

押収薬物の数量と推定される薬物生産量における押収薬物の割合が増加する。

この2つが考えられる。メタンフェタミン(ATS)にかかわるベースライン情報に次のものがある(表-6)。推定される薬物生産量との関係のなかで、これらの指標に顕著な正のインパクトが現れるとすれば、その因果関係の考察を経て、上位目標への達成が確認される。しかしながら、薬物生産量の推定は現在のところ容易ではなく、「毎月市場では1,000万錠以上のメタンフェタミンが取り引きされている。(ONCBの2000年次報告書)」といった程度のベースライン情報があるにすぎない。プロジェクト遂行のなかで、何らかの推定方法を検討する必要がある。

表 - 6 タイにおけるメタンフェタミン関連の指標

Year	No. of Cases	Weight (kg)	Million Tablets	Clandestine Labs .	Offenders
1996	52,397	817	9	12	57,861
1997	79,500	1,916	21	15	88,233
1998	130,680	3,013	33	13	145,825
1999	147,784	4,518	50.2	18	160,941
2000	149,827	7,422	82.4	10	162,107

Source : ONCB in Thailand

5 . 2 プロジェクト目標

プロジェクト目標：

タイ及びCLMV諸国の薬物鑑定官が精度の高い薬物分析をできるようになり、分析結果が情報データベースに蓄積される。

(1) 本プロジェクトのターゲットグループは、タイの薬物鑑定機関に所属する薬物鑑定官約230

名とONCBで法執行並びに情報関係に従事する約240名、並びにCLMV諸国の薬物鑑定機関で薬物鑑定に従事する約60名の薬物鑑定官である。これら直接裨益者の能力が向上することを通して、法執行分野からの薬物問題への取り組みに寄与する。

(2) プロジェクト目標の指標として、次の3つの指標を採用する。

法執行活動の成功に寄与した不純物分析の事例数が増加する。

法執行活動に寄与した定性・定量分析の事例数が増加する。

それらのタイとCLMV諸国における法執行活動へのインパクトが発生する。

定性分析、定量分析、不純物分析という薬物鑑定技術の向上が図られるなかで、各国の実情に応じたプロジェクト目標の達成度を考慮する必要がある。

5.3 成果と活動

CLMV諸国

成果 - 1 : CLMV諸国における薬物鑑定所で中核となる薬物鑑定官が、定性、定量分析の技術と知識を獲得する。

活動 - 1 : CLMV諸国の薬物鑑定官に定性、定量分析の研修を実施する。

成果 - 2 : CLMV諸国における中核となる薬物鑑定官が、不純物分析の知識と技術を獲得する。

活動 - 2 : CLMV諸国の薬物鑑定官に不純物分析の研修を実施する。

タイ

成果 - 3 : RTPとDMScにおける適当な数の薬物鑑定官が定量分析に関する知識と技術を獲得する。

活動 - 3 : RTPとDMScの薬物鑑定官に定量分析の研修を実施する。

成果 - 4 : RTPとDMScにおいて中核となる薬物鑑定官が、不純物分析に関する知識と技術を獲得する。

活動 - 4 : RTPとDMScの薬物鑑定官に不純物分析の研修を実施する。

成果 - 5 : ONCBにおいて、薬物鑑定所で得られた分析結果が情報システムを経由して法執行へと向かう円滑な流れが策定される。

活動5 - 1 : 不純物分析の結果を活用するために、ONCBの薬物情報システムを構築するための適切なアドバイスを行う。

活動5 - 2 : システムの使用に関する技術的な助言を行う。

5.4 活動の実施戦略

本プロジェクトの活動における実施戦略は以下の4点である。

タイのONCBをカウンターパートとし、薬物分析、情報システム、法執行分野の協力を行う。

ONCBを通して、タイのRTPとDMScへ定量分析と不純物分析の技術研修を実施する。定量分析技術は県/地域鑑定所の薬物鑑定官を対象とし、不純物分析は中央鑑定所の鑑定官を対象とする。タイ国内の薬物鑑定官の技術の標準化を図ることにより、ONCBラボが不純物分析及び必要業務に専念できる環境を整える。

ONCBを通して、CLMV諸国に定性・定量分析と不純物分析の技術研修を行う。CLMV諸国の薬物鑑定官がONCBにて履修する研修と、日本人専門家及びONCBの鑑定官がCLMV諸国へ出向いて行うオンザジョブ・トレーニング(OJT)を組み合わせる。OJTを組み込むことによって、CLMV諸国の現場環境に適合した指導が可能になるとともに、CLMV諸国の鑑定所全体の能力向上を図ることができる。

ONCBに対して、不純物分析の結果を活用するための薬物情報システムの構築と活用に関する技術的アドバイスを実施することで、ONCBにおける薬物分析結果の情報処理を通じた法執行活動の強化に対し、技術的な貢献を果たす。

5.5 投入

5.5.1 日本側投入

5.5.1.1 専門家

チーフアドバイザー/法執行専門家(長期)

- ・プロジェクトの実施に責任を負い、技術や運営上の助言を行う。
- ・プロジェクト運営の全体計画を立てる。
- ・ONCBの薬物情報システムの構築と活用に関して、技術的な助言を行う。

薬物分析専門家(長期)

- ・CLMV諸国の薬物鑑定官に対して、ONCBの鑑定所で実施する技術研修の支援を行う。
- ・CLMV諸国の薬物鑑定官に対して、CLMV諸国の鑑定所で技術研修を実施する。

- ・ RTPとDMSの薬物鑑定官に対して、技術研修を実施するための支援を行う。
- ・ ONCBの薬物情報システムを構築するための助言を行う。
薬物情報システム専門家
- ・ ONCBの薬物情報システムの設計、構築、操作、維持に対して助言を行う。

5.5.1.2 資機材

プロジェクトの実施において必要とされる資機材の選定にあたっては、対象国の現状に応じて検討される。

タイに必要とされる資機材

CLMV諸国に必要とされる資機材

5.5.1.3 日本での研修

タイのカウンターパートとCLMV諸国の対象者は、本件の計画に準じて、技術協力の枠組みのなかで、日本での研修を受ける。研修分野と期間は当該機関との協議によって調整される。想定される研修コースは以下のとおり。

日本におけるカウンターパート研修

タイの薬物鑑定官、政策立案者、管理責任者のための日本研修

日本でのグループ研修

タイとCLMV諸国の薬物鑑定官、政策立案者、管理責任者のための日本研修

タイにおける地域研修

タイとCLMV諸国の薬物鑑定官、政策立案者、管理責任者のためのタイにおける研修

5.5.1.4 研修のための予算

タイの薬物鑑定官の研修：経費を分担する

タイと周辺国における周辺国の薬物鑑定官の研修：日本人専門家とCLMV諸国からの研修生に要する必要経費

タイとCLMV諸国の薬物鑑定官の日本での短期研修に要するすべての経費

5.5.2 タイ側投入

5.5.2.1 カウンターパート人員

プロジェクトディレクター / ONCB事務局長

プロジェクトマネージャー / ONCB法執行部長

ONCB戦略情報部部長

ONCB外務部部長

ONCB科学捜査部部長

ONCB情報技術センターのデータベース・データコミュニケーション部部長

5.5.2.2 機材とスペース

プロジェクトの実施にあたり必要とされる機材

試薬その他の消耗材

チーフアドバイザー室

専門家の執務室

必要機材を備えた研修室

事務室

倉庫

5.5.2.3 研修のための予算

タイの薬物鑑定官の研修：経費を分担する。

タイまたは周辺国における周辺国の薬物鑑定官の研修：タイ側のカウンターパートが要する経費。

タイと周辺国の薬物鑑定官の日本での短期研修：必要経費は負担しない。

5.6 外部条件・リスクの分析

想定される外部条件は以下の3点である。

研修生が研修コースの途中で研修を中断することなく、研修コースの履修を終えた研修生が薬物鑑定機関を辞職しない。

本プロジェクトにおける活動が実施され、上記の外部条件が満たされれば、成果が達成される。さらに本プロジェクトの成果が達成され、以下のと の外部条件が満たされれば、プロジェクト目標が達成される。

ONCBの調整機能がCLMV諸国の薬物鑑定機関の間で維持される。

ONCBの調整機能がCLMV諸国の薬物鑑定機関の間で維持されるという点については、2001年12月に開催された本プロジェクトに関する周辺国参加セミナーで確認されたところである。今後も引き続き、ONCBの調整機能が発揮されれば、当外部条件が満たされる可能性は高い。

関係諸国間の協力関係が維持される。

タイ及びCLMV諸国は互いに長い国境線を有し、これまでの歴史文化的な経緯のなかで、複雑な国境問題を抱えてきた。本プロジェクトの実施段階において、そうした問題が足かせとなることがないか、留意する必要がある。またそうした問題が生じた場合、どの機関がそれを調整するのかについて、微妙な問題であるがゆえに、難しい問題が少なくない。

5.7 プロジェクトの運営・実施体制

(1) 本件の実施にあたり、合同調整委員会 (Joint Coordination Committee : JCC) が組織され、必要に応じて少なくとも年間1回以上の会議が開催される。合同調整委員会の機能は次のとおりである。

本件のスケジュールに沿った年間活動計画の承認
年間活動計画の結果と技術協力の成果に対する評価
本件遂行上生じた議案に対する意見の交換と見直し

(2) 合同調整委員会のメンバーは以下のとおりである。

委員長：薬物統制委員会事務局長

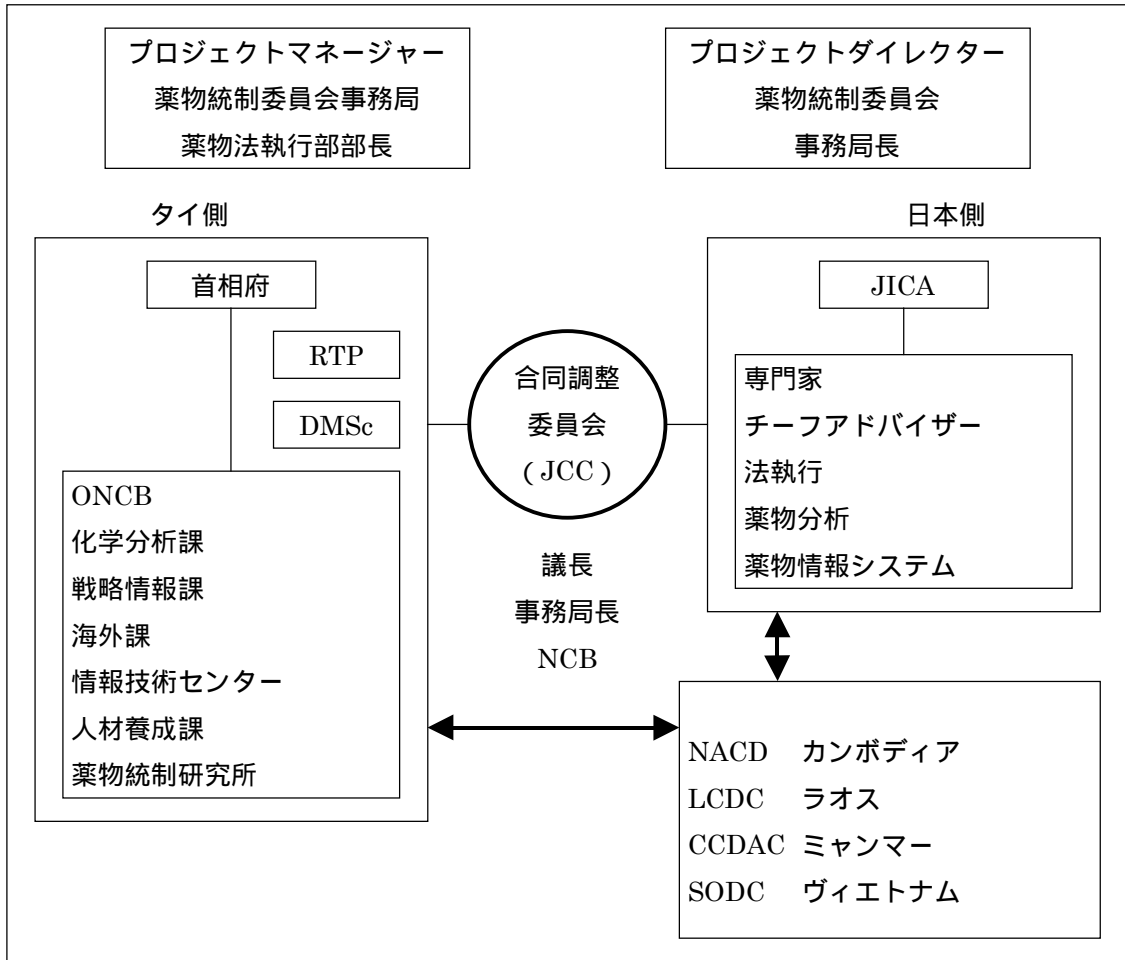
タイ側

薬物統制委員会事務局法執行部門の副事務局長
薬物統制委員会事務局関係部局の部局長
タイ警察の代表者
医科学局の代表者
技術経済協力局 (DTEC) の責任者
合同調整委員会委員長によって指名されるその他のメンバー

日本側

チーフアドバイザー / 不純物分析結果活用技術専門家
薬物分析専門家
薬物情報システム専門家
JICAタイ事務所長
必要に応じてJICAから派遣されるプロジェクトスタッフ

備考：日本大使館員が委員会にオブザーバー出席する場合がある。



- JICA : 国際協力事業団
 ONCB : タイ薬物統制委員会事務局
 RTP : タイ警察
 DMSc : タイ保健省医科学局
 NACD : カンボディア国家薬物対策機関
 LCDC : ラオス国家薬物統制管理委員会
 CCDAC : ミャンマー薬物乱用統制中央委員会
 SODC : ヴィエトナム薬物統制常任事務所

図5 本件実施上の組織図

5.8 事前の義務及び必要条件

プロジェクトの実施前に満たされるべき条件として、以下の2点につき留意を要する。

CLMV諸国における薬物関係機関が、薬物鑑定所におけるGCの操作環境を整備する。

(1) 本件にかかわる必要機材(GC)の供与条件として、以下の7条件をCLMV諸国に提示している。

- ・薬物鑑定機関において機材の利用計画が立てられていること
- ・電気の供給が確保されていること
- ・機材のスペアパーツが入手できること
- ・薬物鑑定所の必要器具と試薬が供給できること
- ・故障時の修理が可能なこと
- ・上記に関する予算措置がとられていること
- ・機材の維持管理を行うスタッフがいること

(2) 特に、現在薬物鑑定機関においてGCが用いられていないミャンマーとカンボディアにおいて、これらの条件が整備されることが、本プロジェクト実施上の前提条件になる。また、薬物鑑定に不可欠な標準品の不足がCLMV諸国では問題となっているが、これらは少なくとも日本からの供給が困難なため、CLMV諸国独自でその対応を検討する必要がある。GCの操作環境の整備に加え、この点の留意が必要である。

日本人専門家への安全配慮が十分になされる。

- ・情報通信技術の支援にあたっては、仮想的な情報を取り扱い、支援者と実情報を隔離する。

- ・薬物取締分野の支援にあたっては技術的な助言に限定し、捜査現場への関与は行わない。

2001年12月の本件に関する周辺国参加セミナーのなかで、国際協力事業団(以下JICAと記述)の調査団からタイ及び周辺国の代表団に対して、日本人専門家の安全確保について、特段の配慮が求められた。この点に関しては、JICA調査団とONCBとの協議のなかでも再三言及された。

6. プロジェクトの総合的実施妥当性

6.1 効果

6.1.1 プロジェクト実施によるインパクト

(1) 政策的インパクト

タイ政府が掲げる重要政策の1つとして、麻薬対策が取り上げられている。タイ社会にまん延する覚醒剤汚染は、一般市民の生活を脅かしつつあり、政府の断固とした対策が求められている。ATSの押収と薬物犯罪による逮捕者が増加し続けるなか、薬物法執行分野の強化を図る本プロジェクト実施によるインパクトは、政策的に小さくない。

(2) 制度的インパクト

1) 押収薬物サンプルの送付

ONCBでは、現在既に不純物分析が可能である。今後その技術を有効に活用するためには、CLMV諸国で押収された薬物サンプルをタイへ送付し、タイで不純物分析した結果をCLMV諸国へ還元することが望まれる。ところが押収薬物サンプルの送付には、各国の関係当局の許可を取得する必要がある、必要に応じて法制度の整備を進めなければならない。本件では、CLMV諸国の薬物鑑定官が定性、定量分析から不純物分析までの薬物分析技術を習得することをめざしている。本件の実施を契機に、関係諸国の不純物分析に対する関心が高まることで、押収薬物サンプルの国境を越えた送付の法制度化が進展する可能性がある。

2) 高まる定量分析の必要性

タイでは従来、ATSを20g以上押収した場合のみ定量分析の対象とされたが、2002年1月からの薬物取締規定の変更により、ATS(錠剤型覚醒剤)15錠(約13.5g)の押収で定量分析が義務づけられる。このため、これまで以上に定量分析の必要性が高まる。本件はその必要性に応える性格のものであり、制度的インパクトを有している。

(3) 社会文化的インパクト

タイにおける司法審理の47%に違法薬物事犯がからみ、強盗事件の10%に薬物が関与しているといわれる。つまり犯罪の50%が薬物に起因して起こっている。薬物常用者は頻繁に薬物法を犯し、薬物の乱用と犯罪との間に高い相関関係がみられる。違法薬物問題は深刻な社会問題として、市民生活に重大な脅威を与えている。薬物分析技術の向上及び薬物関連情報の集約に対する支援を通じ、間接的に薬物問題の解決に寄与するのが本プロジェクトの社会的効果である。

(4) 技術的インパクト

1) 技術移転対象者の数

各CLMV諸国について、2名の薬物鑑定官を対象とする。これはミャンマーにおける薬物鑑定官22名の9%、カンボディア5名の40%、ベトナム28名(中央レベルのみ)の7%、ラオス4名の50%に当たる。国によって薬物鑑定官の総数に占める割合には大きな違いがあり、それに応じて、技術的なインパクトにも違いが生じることが予想される。

2) 技術移転の内容

CLMV諸国からの研修生全員に、定性・定量分析、不純物分析の技術研修を行う。定性分析、定量分析、不純物分析のいずれにより大きなインパクトがあるか、各国の現在の技術レベルに応じて、そのインパクトも異なることが予想される。

(5) 経済的インパクト

全体経済のなかに占める麻薬ビジネスの利益は小さくない。薬物法執行の強化に伴う経済活動への負のインパクトを、いかに正常な経済システムで補っていくかの方策が、政策レベルで求められる。

6.1.2 環境面その他での悪影響がないこと

環境面での直接的な影響は特に考えられない。

6.1.3 プロジェクト目標を上位目標に結びつける外部条件の確認

(1) 本件のプロジェクト目標を上位目標に結びつけるには、「本件以外の法執行活動が有効に推進される」という外部条件を満たす必要がある。現在進行中の法執行活動では、UNDCPが資金援助して次のような案件が実施されている。

- ・薬物取締の司法能力強化プロジェクト(AD/RAS/99/C74(99-02))
- ・東南アジアにおける法執行協力(クロスボーダー)プロジェクト(AD/RAS/99/D91(99-03))
- ・東・東南アジア前駆化学物質取締強化プロジェクト(AD/RAS/00/F34(01-03))

(2) 薬物対策の法執行分野では様々な活動が実施されている。本件とのかかわりで特に重要と考えられるのは、MOU諸国を対象に実施されているクロスボーダープロジェクト(上述)である。このプロジェクトが成功するかどうか、本件プロジェクトへ与える影響は小さくない。

6.2 有効性

6.2.1 計画の論理性

薬物鑑定におけるCLMV諸国の技術レベルは、GCによる定量分析が既に行われている国からGCが鑑定機関がなく、基礎的なレベルにある国まで様々である。こうした国々の研修生に対して、定性分析から定量分析を経て不純物分析にいたる、一律のトレーニングコースを設置することに対し、次のような論理的手段をとる。

- 1) CLMV諸国からの研修対象者を少数(2名)に絞り、3年間をかけて同一の薬物鑑定官をトレーニングする。
- 2) トレーニングコースのなかにCLMV各国でのOJTを含め、各鑑定機関における技術レベルの底上げを図る。
- 3) 既に定量分析を実施している国に対しても、定性分析の研修から実施することで、不純物分析の段階で必要とされる分析データの標準化に対応する。

6.2.2 目標の妥当性

薬物鑑定環境や技術レベルが異なるCLMV諸国の薬物鑑定官に対して、一様に定性分析から定量分析を経て、不純物分析にいたる研修を行うことに対して、その達成度にばらつきが生じることが予想される。ONCBとJICAとの協議の席においても、3年間でCLMV諸国のすべてが不純物分析技術を習得するには、時間的に厳しいのではないかと指摘があった。しかしながら、タイにおける個別専門家による不純物分析技術移転の実績をふまえ、合意された活動計画に従って、各国最低限1名の鑑定官が不純物分析技術を習得することは可能と判断された。

6.2.3 日本の技術の優位性

日本には覚醒剤の薬物分析に関する長年の経験があり、なおかつ1999年からタイに派遣された日本人専門家によって、不純物分析技術をONCBに普及させた実績がある。ただし、錠剤型覚醒剤(ヤーパー)に関する日本の経験は少なく、本件研修コースのなかで取り上げられるであろうトゥールマーク分析や成分分析など、錠剤型覚醒剤特有の分析手法のCLMV研修生への普及は、ONCBの薬物鑑定官の任務となるであろう。

6.3 効率性

6.3.1 費用対成果/結果

本件における限られた予算枠を考慮し、機材の供与に関してタイ及びCLMV諸国に対して優先順位を設けた。優先順位の第1位は現在GCを保有していないCLMV諸国であり、第2位

がGCを保有するCLMV諸国、第3位がタイ国内の順である。なおかつ、機材を供与する際の条件(5.8事前の義務及び必要条件の項を参照)を設けて、その条件を達成した国から供与することとする。

6.3.2 費用対効果

(1) 本プロジェクトの予算総額を2億7,000万円と仮定し、ターゲットグループである薬物鑑定官の人数約530名(5.2 プロジェクト目標の項参照)で割ると、1人当たりの費用は約50万円になる。一方その費用に対する効果を貨幣価値で算出することは困難であるが、仮に算出するとすれば、違法薬物による健康被害、乱用者による犯罪被害や交通事故損害などの実損費用や、それらの防止のための費用が算出対象となるであろう。

(2) 例えば、ONCBにおける2001年の予算配分(2001年10月1日~2002年9月30日)のなかで、「麻薬乱用防止の活動費」と「リハビリテーション費」を併せると2,806万バーツ、約8,334万円に相当する。この金額は本プロジェクトの年間予算に匹敵する程度の金額である。

6.4 妥当性

6.4.1 案件内容の公共事業・ODAとしての適格性

本件は薬物問題という社会全般に外部不経済効果をもたらす対象への取り組みであり、その観点から、ODAとしての適格性を備えている。

6.4.2 国別事業実施計画との整合性

(1) 日本の対タイ援助政策は、タイが域内において最も民主化の進んでいる国の1つであり、対東南アジア外交上の重要なパートナーだという認識に立つ。1996年以降の重点支援分野は、社会セクター、環境保全、地域・農村開発、経済基盤整備、地域協力支援としており、既にタイは無償資金協力対象国から卒業していることから、円借款と技術協力が中心となる。

(2) 社会セクター支援では、社会的弱者支援、保健・衛生面の支援、教育分野への支援などに混じって、薬物対策支援が盛り込まれている。また、地域協力支援の一環として、日本・タイ両国が協力して周辺国の人材育成にあたる日本・タイ・パートナーシッププログラムが進められている。周辺諸国の人材育成において、日本のこれまでの援助で育成されたタイ国内の資源や経験を有効に活用することが効果的だとされ、広域開発協力を実現することが重要だとしている。本プロジェクトは薬物対策に関する広域案件であり、国別事業実施計画に

合致するものである。

6.4.3 相手国ニーズへの一致

2001年12月、ONCB、RTP、DMScの各代表者とJICA短期調査団との協議で、RTPとDMScの薬物鑑定官に対する定量分析と不純物分析の研修に対するニーズが確認された。ただし、不純物分析に関し、今後3機関でどのような協力体制を整えていくか、明確にしなければならない。特に、不純物分析結果の標準化のために鑑定機材(GC)の機種を統一する問題や、3機関でどのような情報交換を行っていくのかなど、今後協議を継続する必要がある。

6.4.4 参加型の計画作成

案件の特殊性から情報公開に制約があり、PCM手法にはそぐわない側面がある。2001年12月にタイのONCB主催により、CLMV諸国の薬物統制機関の代表団がバンコク市に会し、本件に関する周辺国参加セミナーが開催された。当セミナーでは、不純物分析の重要性に関する共通の認識と理解が得られ、本プロジェクトに参加することで、周辺国が不純物分析に共に取り組んでいく意思の統一を図ることができた。CLMV諸国の当プロジェクトへの具体的な参加の内容については、今後各国の国情に応じて詰めていく必要がある。

6.4.5 適切な運営組織体制の構築

5.7 プロジェクトの運営・実施体制の項で述べたように、プロジェクトの実施にあたり、合同調整委員会が組織される。

6.4.6 評価モニタリング体制の確立

合同調整委員会が年に少なくとも1回は開かれ、評価にあたりとともに、合同評価がプロジェクト終了時(終了約6か月前)に実施される。

6.5 自立発展性

6.5.1 組織能力

ONCBはタイにおける薬物対策を実施するための調整機関である。広域案件という本件の性格から、ONCBの地域レベルにおける組織能力が問われることになる。この点に関し、2001年12月の周辺国参加セミナーは1つの試金石であった。同セミナーにおいて、ONCBは周辺国の薬物取締関係機関の代表団の意向をまとめ、ONCBが意図する不純物分析への取り組みの重要性をアピールする点で能力を発揮した。地域レベルにおけるONCBの組織能力が示されたといえよう。

6.5.2 財務状態

(1) ONCBの1997～2001年までの予算概要を表 - 7 に示す。法執行活動費と薬物訴訟の支援活動費を加えた法執行業務関連費は、1997年度に予算総額の38%を占めていたのが、1999年に27%、2001年に21%と減少する傾向にある。一方、1997年に総予算の8%であった薬物問題解決の調整費は、1999年に14%、2000年に27%、2001年に34%と年々増加傾向を示している。このことから、薬物問題に関与する様々な組織や機関を結びつける調整機関として機能しようとする、ONCBの方向性が明らかである。また、1998年から新たに計上された情報技術データ費が毎年10～21%で推移している。

(2) 予算配分の推移から、ONCBの近年における重点政策を概観すると、法執行や需要削減の実際の業務から、それらの調整業務へという力点の移動がみられるとともに、情報技術分野への取り組みの姿勢が顕著である。本プロジェクトのタイ側負担経費は、法執行活動費と情報技術データ費の予算配分からの引き当てになると思われる。ただし、2001年12月現在、メインフレームのメンテナンス経費以外、本プロジェクトにかかわる予算措置は行われていない。

表 - 7 薬物統制委員会事務局 (ONCB) の予算概要の変化 (単位: パーツ)

費用明細	1997	1998	1999	2000	2001
一般管理費	43,924,200	37,484,400	38,592,500	42,701,400	42,757,000
政策立案費	30,589,800	24,437,600	8,061,100	8,276,600	12,304,000
国際協力費	7,566,800	9,148,700	9,023,600	9,937,700	6,053,800
人的資源開発費	8,233,000	7,026,800	9,457,300	8,996,800	9,377,400
調査プロジェクト	5,430,300	3,500,000	0	0	0
法執行活動費	82,003,900	47,205,700	47,126,100	110,573,300	44,352,700
薬物訴訟の支援活動費	39,511,200	38,093,900	40,244,200	50,629,800	46,087,500
麻薬乱用防止の活動費	22,310,400	19,355,100	16,795,700	18,546,800	25,019,000
リハビリテーション費	10,986,900	9,539,400	10,140,600	11,071,500	3,042,000
薬物問題解決の調整費	27,317,600	23,545,200	47,055,000	131,296,100	147,819,000
代替作物導入開発計画	20,748,000	19,098,800	12,517,900	11,898,800	5,715,800
薬物乱用地域での改善計画	25,000,000	19,135,000	18,126,200	23,569,100	22,532,000
情報技術データ費	0	27,950,300	69,527,300	67,721,400	68,866,700
合計	323,622,100	285,520,900	326,667,500	495,219,300	433,926,900

6.5.3 技術的受容性

1999年からONCBの薬物鑑定所に薬物分析分野の日本人長期専門家が派遣され、不純物分析の技術協力を努めた結果、同鑑定所の鑑定官は不純物分析技術をほぼ習得するにいたった。本プロジェクトでは、それをタイ国内の関係他機関とCLMV諸国に普及することをめざしており、ONCBにおける定性・定量分析/不純物分析分野の技術的受容性は認められる。ただし、ONCBの薬物鑑定所の鑑定官は6名と限られており、本プロジェクトで技術研修が定期的実施される際、ONCB薬物鑑定官の業務が多忙を極めるのではないかとという危惧がある。この点に関し、カウンターパート機関であるONCB鑑定所の人員体制に対する綿密な検討が必要である。

6.6 事前評価のまとめ

- (1) プロジェクト実施におけるインパクトでは、タイ政府の現在の重点政策と合致することや、その政策を進める法執行強化のための技術的支援を含んでいることから、政策的、技術的インパクトがあると考えられる。また薬物取締規定の変更により、今後定量分析がさらに必要となることから、制度的インパクトも認められる。
- (2) 一方、目標達成見込みでは、日本の技術の優位性は認められるものの、技術的環境やレベルの異なるCLMV諸国の研修生を同一レベルまで引き上げる目標の達成に対して、部分的な危惧がないわけではない。この点については、研修対象者を少数精鋭とし、なおかつ研修コースの最初から最後まで同一の研修生を対象とすること、研修コースのなかにOJTを含め、CLMV諸国の鑑定所スタッフ全般の底上げを図る機会を設けることなどで対応を図っている。
- (3) 妥当性に関しては、薬物対策はインドシナ地域の社会全般に共通の問題であり、公共事業性が高く、広域案件としての取り組みも日本の国別事業計画と整合している。一方、法執行分野の協力案件という特殊性から、参加型計画作成の面で限界があるのも事実である。自立発展性の点では、カウンターパートであるタイのONCBに対しては、組織能力、財務能力、技術的受容性の点で大きな問題点はない。しかしながら、CLMV諸国のなかには、それらの点に関して留意が必要な国がないわけではない。

表 - 8 事前評価一覧表

大項目	中項目	小項目	評 価		
			よ い	どちらとも いえない	問題 あり
1 . 効 果	実施のインパクト	政策的インパクト			
		制度的インパクト			
		社会文化的インパクト			
		技術的インパクト			
		経済的インパクト			
	環境面の影響				
2 . 有効性	計画の論理性				
	目標の妥当性				
	日本の技術の優位性				
3 . 効率性	費用対成果				
	費用対効果				
4 . 妥当性	公共事業性				
	国別事業計画との整合性				
	相手国ニーズ				
	参加型計画作成				
	評価モニタリング体制				
5 . 自立発展性	組織能力				
	財務状態				
	技術的受容性				

7 . プロジェクトドキュメントの別添資料(Annexes)

Annex 1 PDM案

Annex 2 Tentative Plan of Operation

Annex 3 専門家のTOR

Annex 4 投入機材の具体的スペック資料

Annex 5 麻薬取締法抜粋

Annex 6 タイ警察・医科学局の薬物鑑定所の配置

Annex 7 各鑑定機関の設備概要

Annex 8 各鑑定機関の薬物鑑定手法

Annex 9 薬物鑑定官の人数と技術レベル

Annex 10 Acronym

ANNEX 1 Project Design Matrix (PDM)

Project Name: The Regional Cooperation Project on Capacity Building of Drug Analysis for Improvement of Drug Law Enforcement in Thailand, Cambodia, Laos, Myanmar and Vietnam
Duration: June 2002 - May 2005
Thai Side Implementing Agency: Office of the Narcotics Control Board (ONCB)
Japan Side Implementing Agency: Japan International Cooperation Agency (JICA)
Target Area: Thailand, Cambodia, Myanmar, Viet Nam, Laos
Target Group: Drug Analysts in Thailand and the CLMV countries, Staffs at Narcotic Law Enforcement Bureau and Information Technology Center of ONCB

2002.5.16

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal The drug-control-related agencies in Thailand and CLMV countries will acquire higher level of law enforcement capabilities in drug analysis and intelligence gathering.	(1) The number of arrested cases, offenders, crushed clandestine laboratories will increase. (2) The amounts and ratio of seized drugs in the estimated production level will increase.	(1) Official Statistics (2) Interviews with informed officials in concerned countries	
Project Objective Accurate drug analysis (qualitative, quantitative, impurity profiling) will be used practically to strengthen law enforcement capabilities in Thailand and CLMV countries.	(1) The actual number of cases in impurity profiling contributing to successful law enforcement operations will increase. (2) The actual number of cases in qualitative and quantitative analysis contributing to law enforcement activities will increase. (3) Their impact on the law enforcement operations in Thailand and CLMV countries will be induced.	(1) Record in the number of cases accredited to impurity profiling during the project. (2) Interviews with key law enforcement officials at the end of the Project.	(1) Effective measures will also be implemented in all other law enforcement activities
Outputs			
CLMV countries:			
1 Drug analysts in CLMV countries will acquire the knowledge and technique on qualitative and quantitative analysis.	The number of drug analysts capable to make a full use of GC in the CLMV countries will increase.	Comparison of baseline information for each country with the results of follow-up surveys in the course of the Project	
2 Core staffs of laboratory in each CLMV country will acquire the knowledge and technique on impurity profiling.	Drug analysts who have knowledge and technique on impurity profiling will appear.	Interviews with laboratory staffs in the CLMV countries.	
Thailand:			
3 Adequate number of drug analysts in provincial/regional laboratories of the Royal Thai Police and the Department of Medical Science will acquire the knowledge and technique on quantitative analysis.	The number of drug analysts who are capable to make a full use of GC will increase.	Comparison of baseline information before the implementation of the project with the results of follow-up surveys in the course of the Project.	
4 Core staffs of drug analysts of the Royal Thai Police as well as the Department of Medical Science will acquire the knowledge and technique on impurity profiling.	Drug analysts who have knowledge and technique on impurity profiling will appear in Royal Thai Police and Department of Medical Science.	Interviews with laboratory staffs at the Royal Thai Police and the Department of Medical Science.	(1) Higher level of coordination of ONCB is maintained among concerned agencies in Thailand as well as among drug control agencies in CLMV countries
5 Flow chart of analysis result from laboratory via system to law enforcement will be formulated.	(1) An ONCB drug information system for the practical use of impurity profiling will be established. (2) Number of the data accumulated on the established system will increase. (3) Number of seminars and senior law enforcement officials who have understood the flow chart will increase.	(1) Project report (2) Record of the ONCB laboratory and IT center.	(2) Cooperation among participating countries are ensured.
Activities	Inputs		
CLMV countries:	JAPAN	CLMV countries	THAILAND
1 Provide training on qualitative and quantitative analysis to drug analysts in CLMV countries. 2 Provide training on impurity profiling to drug analysts in CLMV countries.	Personnel: Experts Chief Advisor/Law Enforcement (Long-term) Drug Analysts (Long-term) Drug Information System	Personnel: Two drug analysts from the each CLMV country as trainees.	Personnel: *Project Director *Project Manager *Counterpart for Impurity Profiling *Counterpart for Drug Analysis Training *Team of the Strategic Intelligence Division,
Thailand:			
3 Provide advanced training on quantitative analysis to drug analysts of the Royal Thai Police and the Department of Medical Science. 4 Provide training on impurity profiling to drug analysts of the Royal Thai Police and the Department of Medical Science.	Equipment *Equipment needed for Thailand. *Equipment needed for drug analysis in the participating CLMV countries.	Equipment and space Equipped laboratory to operate GC.	*The Scientific Detection Division and the IT Center for the integration of drug information system. *Secretary and supporting staff
5-1 Give advice on construction of the ONCB drug information system for the practical use of impurity profiling. 5-2 Make necessary recommendations on usage of the system.	Financing for Training *Training of Thai drug analysts (Cost sharing to be worked out) *Training drug analysts from CLMV in Thailand and in CLMV countries (Financing expenditure related with Japanese experts and trainees from CLMV countries) *Training in Japan for Thai and CLMV drug analysts (All necessary financing)		Equipment * Existing and would-be purchased equipment needed for the implementation of the Project * Chemicals and other consumable items
			Space (to be provided at ONCB) * An office for Japanese experts * A training room * A lecture room
			Financing for Training *Training of Thai drug analysts (Cost sharing to be worked out) *Training drug analysts from CLMV in Thailand and in CLMV countries (Financing expenditure related with Thai counterparts) *Training in Japan for Thai and CLMV drug analysts (No financial support)
			Pre-Condition: (1) The drug-related agencies in the CLMV countries equip the operational conditions of GC in their forensic laboratories. (2) Safety of Japanese experts must be ensured.

CLMV countries stands for Cambodia, Laos, Myanmar and Vietnam

ANNEX 2 Tentative Plan of Operation

Activities	Input				Project Period					
	equipment	expert	C/P	expenses	First Year			Second Year		Third Year
1 Provide training on qualitative and quantitative analysis to drug analysts in CLMV countries	1. GC	one or two	two		■	■	■	■	■	
	2. Laboratory equipment				2weeks	2weeks	4weeks	4 weeks	4weeks	
① Prepare curriculum	3. Equipment for TLC	Chief/Drug analysis			■	■				
② Prepare manuals	4. Grassware etc.	Drug Analysis			■	■				
③ Prepare reagents	5. Reagents	Drug Analysis			■	■				
④ conduct trainings	6. Accessories for GC	Drug Analysis			■	■	■	■	■	
⑤ make invitation arrangements	consumables, spares				■	■				
⑥ follow up the trainees in CLMV countries	7. Gas generators	Drug Analysis			■					
⑦ Consultation in CLMV countries	(As required)	Drug Analysis					■	■	■	
2 Provide training on impurity analysis to drug analysts in CLMV countries	1. GC	one or two	two							■ ■ ■ ■
	2. Laboratory equipment									1week 4weeks 4weeks
① Prepare curriculum	3. Equipment for TLC	Chief/Drug analysis								■ ■ ■ ■
② Prepare manuals	4. Grassware etc.	Drug Analysis								■ ■ ■ ■
③ Prepare reagents	5. Reagents	Drug Analysis								■ ■ ■ ■
④ conduct trainings	6. Accessories for GC	Drug Analysis								■ ■ ■ ■
⑤ make invitation arrangements	consumables, spares									■ ■ ■ ■
⑥ follow up the trainees in CLMV countries	7. Gas generators	Drug Analysis								■ ■ ■ ■
⑦ Consultation in CLMV countries	(As required)	Drug Analysis								■ ■ ■ ■
3 Provide advanced training on quantitative analysis to drug analysts of the RTP and DMSc		One or two	two		■	■	■		■	
					2weeks	2weeks	2weeks	2weeks		
① Prepare curriculum		Chief/Drug Analysis			■	■	■			
② Prepare manuals		Drug Analysis			■	■	■			
③ Prepare reagents		Drug Analysis			■	■	■		■	
④ conduct trainings		Drug Analysis			■	■	■	■	■	
⑤ make invitation arrangements					■	■	■		■	
4 Provide training on impurity analysis to drug analysts of RTP and DMSc		One or two	two					■	■	
								1week	4weeks	
① Prepare curriculum		Chief/Drug Analysis						■	■	
② Prepare manuals		Drug Analysis						■	■	
③ Prepare reagents		Drug Analysis						■	■	
④ conduct trainings		Drug Analysis						■	■	
⑤ make invitation arrangements								■	■	
5-1 Give advice on construction of the ONCB drug information system for the practical use of impurity profiling		Law Enforcement	Three to six		■					
		Drug Analysis			■					
		Information System			■					
5-2 Make necessary recommendations on usage of the system		Law Enforcement	two		■					
		Information System	two		■					

1. Chief Advisor/Law Enforcement

A. Qualification:

- 1) Academic degree: Master degree or its equivalent
- 2) Experience: 10 years of continued experience in the field of assignment
- 3) Language level required: To be capable of communicating in English fluently
- 4) Remarks: The expert is preferably from National Police Agency.

B. Job description

- 1) Location / office: ONCB
- 2) Proponent: JICA / ONCB
- 3) Period: During the three-year Project.
- 4) Detailed Activity:
 - a) Give necessary guidance and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project
 - b) Take necessary measures to assure the smooth implementation of the Project.
 - c) Work out the whole plan of the project management.
 - d) Report the progress of the technical cooperation and the condition of project management to the related organizations through Joint Coordinating Committee.
 - e) Make preparation for the evaluation and monitoring of the Project in cooperation with the Thai side.
 - f) Give advice on usage of the drug impurity profiling information system in the ONCB for senior drug enforcement officials (including adequate procedure of evidence collection, explanation of the system organization)
 - g) Give advice on construction of the drug impurity profiling information system in ONCB (including advice on establishment of the flow chart of analysis result from laboratory to the system)

2. Drug Analysis

A. Qualification:

- 1) Academic degree: Master degree or its equivalent
- 2) Experience: 7 years of continued experience in the field of assignment
- 3) Language level required: To be capable of communicating in English fluently
- 4) Remarks: The expert is preferably from National Police Agency.

B. Job description

- 1) Location / office: ONCB
- 2) Proponent: JICA / ONCB
- 3) Period: During the three-year Project.
- 4) Detailed Activity:
 - a) Give necessary support in training for the core drug analysis of CLMV countries in the ONCB laboratory (training on qualitative analysis, quantitative analysis, and impurity profiling).
 - b) Give training to the core drug analysis of CLMV countries in their laboratories (with the ONCB drug analysts if possible)
 - c) Give necessary support in training for the drug analysts of RTP and DMSc (training on quantitative analysis to regional/local drug analysts, impurity profiling to central

- drug analysts)
- d) Give advice on construction of the drug impurity profiling information system in ONCB (including advice on establishment of the flow chart of analysis result from laboratory to the system)

3. Drug Information System

A. Qualification:

- 1) Academic degree: Master degree or its equivalent
- 2) Experience: 7 years of continued experience in the field of assignment
- 3) Language level required: To be capable of communicating in English fluently
- 4) Remarks: The expert is preferably from National Police Agency.

B. Job description

- 1) Location / office: ONCB
- 2) Proponent: JICA / ONCB
- 3) Period: During the three-year Project.
- 4) Detailed Activity:
Give advice on design, construction, operation, and maintenance of the drug impurity profiling information system in ONCB

4. Other Experts

Other experts will be dispatched when necessary according to the requirements within this framework.

Annex 4 投入機材の具体的スペック資料

Tentative Specification of Equipment to be provided under the project is as follows;

1 Gas Chromatograph

Network Gas Chromatograph System 6890N (including LAN and RS232interface) with accessories (Capillary split/splitless inlet system with EPC, FID with EPC(210) for capillary columns, HP7683 auto injector and interface board, HP7683 automatic liquid sampler tray module, GC chemstation, printer and software, Standard accessories (moisture trap, oxygen trap, ferrule, inlet, septa, vial, etc.)

Software for impurity profiling

2 Gas Generator

Nitrogen

Air

Hydrogen

3 Chemicals

Narcotics Control Act 1976.

The Narcotics Control Act 1976. designates the Narcotics Control Board (N.C.B.) as central authority for preventing and suppressing narcotics in the country and also prescribes the Office of the Narcotics Control Board (ONCB) to have duties in implementing the resolutions of the N.C.B. and perform some other administrative functions.

The N.C.B. consists of the Prime Minister as Chairman, Minister of Interior, Minister of Education, Minister of Public Health, Commissioner-General of the Royal Thai Police, Director-General of the Customs Department, Attorney-General as exofficio-members, and not more than six other members appointed by the Council of Ministers, and the Secretary-General of the NCB as member and secretary. (section 5)

Authorities and Responsibilities of the N.C.B. are: (section 13)

- to prepare work plans and measures for preventing and suppressing the offenders under the laws relating to narcotics;
- to control the investigation, inquiry and prosecution of offences under the laws relating to narcotics;
- to prepare and implement projects as well as to instruct the Government agencies concerned to disseminate knowledge in narcotics;
- to control, expedite and co-ordinate the performance of duties of the Government agencies having the powers and duties in respect of the execution of the laws relating to narcotics;
- to submit recommendations to the Council of Ministers in order that there may be the improvement in the performance of official affairs or in the work plans or projects of the Government agencies having the powers and duties in respect of the execution of the laws relating to narcotics
- to co-ordinate and supervise the treatment and rehabilitation of narcotic addicts;
- to consider and approve the appointment of competent officials for the execution of this Act.
- to propose to the Council of Ministers measures of narcotics offences in the Enterprises and prescribe what Enterprises to the under such measures.
- to perform other acts as authorized by this act.

The N.C.B., Secretary-General, Deputy Secretary-General of the NCB and competent officials have the following powers: (section 14)

- to enter any dwelling place, premises or conveyance during the day time between sunrise and sunset in order to search, seize or attach narcotics unlawfully possessed or arrest any person where there is a reasonable ground to suspect that they have committed an offence under the laws relating to narcotics. In the case where there is a reasonable ground to suspect, however, that there are narcotics unlawfully hidden or the person to be arrested is hidden in such dwelling place or premises together with a reasonable ground to believe that should actions not be

taken immediately, such narcotics would be removed or the person in hiding would escape, they shall have the power to enter during the night time after sunset;

- to search any dwelling place, premises or person in the case where there is a reasonable ground to suspect that there are narcotics unlawfully hidden therein or thereon, to seize or attach narcotics or any other property which was obtained owing to the commission of an offence under the laws relating to narcotics, or which was used or will be used in the commission of an offence under the law relating to narcotics, or which may be used as an evidence;
- to arrest any person who has committed an offence under the laws relating to narcotics;
- to make an inquiry of the alleged offender in an offence under the laws relating to narcotics;
- to issue a letter of inquiry to or summon any person or the official of any Government agency to give statements or to submit any account, document or material for examination or supplementing the consideration.

In the year 2000, the Narcotics Control Act has been thirdly amended in order to prescribe narcotics control measures in a certain business places including gas station, apartment, guest-house and factory. The key principles of the amendment are as follows:

* The Prime Minister under the approval of the Council of Ministers as the power to issue notifications prescribing narcotics control measures enforced on the business places and specifying kinds of business places under the measures (Section 13 bis). For example, the proprietor or overseer of the business place has to take care of his/her employees not to be involved with narcotics offence in the business place and also has to inform the officials when narcotics offence was discovered. He/she as well has to post the sign or notification warning the danger of narcotics or the penalties of narcotics offence noticeably in the business place. Otherwise, he/she shall be liable to a fine from 10,000 to 50,000 Baht (Section 15 bis).

* If narcotics offence was discovered in the business place and the proprietor or overseer failed to exercise reasonable care, the Narcotics Control Board (NCB) has the power to order the temporary closure of the business place or suspension of business license within the period of not exceeding 15 days each (Section 13 tri).

* Under a certain conditions, the NCB, Secretary-General of NCB, Deputy Secretary-General of NCB and competent officials have the power to examine or order the examination of an individual or group of persons in order to find out narcotic substance in such person's body (Section 14 bis). Any person obstructed the examination process shall be liable to imprisonment of not exceeding 6 months or a fine of not exceeding 10,000 Baht (Section 16).

For more details please contact :

Narcotics Legislation Information Centre
Legal Affairs Division, Office of the Narcotics Control Board
Dindaeng Road, Phayathai
Bangkok, Thailand
Tel. (662) 245-9087 Fax. (662) 245-9413

or The Council of State of Thailand

Annex 6 タイ警察・医科学局の薬物鑑定所の配置

Location of RTP and DMSc Laboratories

Royal Thai Police (RTP)

No	Location of Laboratories	Qualitative	Quantitative	No. of Analysts
	Center Lab. (Bangkok)	○	○	16
I	Regional-1 (Ayutthaya)	○	○	2
1	Lop Buri	○		1
2	Sara Buri	○		1
3	Pathum Thani	○		2
4	Sing Buri	○		2
5	Ang Thong	○		1
6	Chai Nat	○		1
II	Regional-2 (Chon Buri)	○	○	2
7	Samut Prakan	○		2
8	Rayong	○		1
9	Chanthaburi	○		2
10	Prachin Buri	○		1
11	Nakon Nayok	○		2
III	Regional-3 (Nakhon Pathom)	○	○	3
12	Kan Chanaburi	○		2
13	Ratchaburi	○		1
14	Suphanburi	○		2
15	Prachuapkhirikhan	○		2
16	Samut Songkhram	○		2
17	Phetchaburi	○		2
IV	Regional-4 (Nakorn Rachasrima)	○	○	2
18	Buri Ram	○		2
19	Chaiyaphum	○		2
20	Surin	○		1
21	Si Sa Kat	○		2
V	Regional-5 (Ubonratchatani)	○	○	3
22	Roi Et	○		2
23	Maha Sarakham	○		2
24	Yasothon	○		2
25	Kalasin	○		1
VI	Regional-6 (Khon Kaen)	○	○	3

26	Udon Thani	○		1
27	Sakon Nakhon	○		2
28	Loei	○		2
29	Nong Khai	○		1
30	Mukdahan	○		2
31	Nakhon Phanom	○		2
VII	Regional-7 (Lampang)	○	○	3
32	Chiang Mai	○		1
33	Chiang Rai	○		2
34	Nan	○		2
35	Phrae	○		2
VIII	Regional-8 (Phitsanulok)	○	○	2
36	Sukhothai	○		2
37	Phetchabun	○		2
38	Phichit	○		2
39	Uttaradit	○		2
IX	Regional-9 (Nakhon Sawan)	○	○	3
40	Tak	○		2
41	Uthai Thani	○		1
X	Regional-10 (Surat Thani)	○	○	3
42	Ranong	○		2
43	Phuket	○		2
44	Chumphon	○		1
45	Phang-Nga	○		2
XI	Regional-11 (Nakhonsrithammarat)	○	○	2
46	Krabi	○		2
47	Trang	○		2
48	Pattalung	○		2
XII	Regional-12 (Yalar)	○	○	2
49	Songkhla	○		1
50	Narathiwat	○		2
51	Satun	○		2
	Total	64 labs.	13 labs.	133 anlists

Department of Medical Sciences (DMSc)

No	Location of Laboratories	Qualitative	Quantitative	No. of Analysts
	Center Lab. (Bangkok)	○	○	19
1	Songkhla	○	-	(6)
2	Chon Buri	○	○	(6)
3	Nakorn Ratchasima	○	-	(6)
4	Khon Kaen	○	-	(6)
5	Chiang Mai	○	○	(6)
6	Phitsanulok	○	-	(6)
7	Ubon Ratchathani	○	-	(6)
8	Trang	○	-	(6)
9	Chiang Rai	○	-	(6)
10	Sumut Songkhram	○	-	(6)
11	Suratthani	○	-	(6)
12	Udon Thani	○	-	(6)
	Total	13 labs.		(91) anlsts

-;not ascertained. () ;Number of estimation

Annex 7 各鑑定機関の設備概要

Drug-related Agencies	Japan		Thailand				Myanmar	
		ONCB	RTP		DMSc		CEO, Yangon	CID, Yangon
			Central Lab.	Regional/Prov.	Central	Regional(12)		
1. Equipment GC	HP5890II 2sets HP6890 1set	HP5890 1set HP5890II 1set CP9002 2sets	CP9002 1set CP9002A 1set GC-17A 2sets Varian3400CX 1set	CP9002 67sets	HP5890 1set HP5890II 1set CP9002 1set GC-14A 1set		0	P.E., 3920B 1set*
GC-MS	QP-5050A 1set GCQ 1set JMS-AMII 150 1set JMS-600W 1set	QP2000A 1set QMD1000 1set*	HP6890/5973 GC-MSD 1set	P.E. Autosystem XL 4sets	QP2000A 1set		0	0
HPLC	LC-10A 5sets	HP1100 1set	0	0	HP1090II 1set		0	0
Others	LC-MS 2sets GC-MS/MS 2sets FT-IR 1set				GC-IR P.E. Spectrum2000 1set* ETS PLUS 1set Abbot TDx 1set REMEDI HS 1set* UV-2401PC 1set FT-IR 1set		Beckman UV-VIS DU-520 1set JENWAY 6300 UV-meter 1set	Beckman UV-VIS DU-520 1set
2. Level of	5	3	3	2~3	4		1	1

Drug-related Agencies	Cambodia	Viet Nam		Lao PDR
	NACD	IFS, Hanoi	IFS, Ho Chi Minh	Food & Drug Quality Control Center
1. Equipment GC	0	GC-14B 1台	GC-14B 1set	GC-17A 1set
GC-MS	0	0	0	0
HPLC	0	0	0	LC-10AT 1set
Others	IR 1set Electronic Scan Meter 1set	*ShimazuFT-IR 8101M 1台 ShimazuUV-VIS 3101PC 1set Electronic balance 2sets	ShimazuFT-IR 8101M 1set ShimazuUV-VIS 3101PC 1set	ETS PLUS 1set Hitachi UV-VIS U-3000 1set
2. Level of Equip.	5	3	3	2

* out of order

Level of Equipment

1: without GC

2: with GC

3: with GC-MS and/or IR in addition to GC

4: several sets of GC-MS and/or IR in addition to GC

5: with LC-MS, GC-MS/MS, etc.

Annex 8 各鑑定機関の薬物鑑定手法

Methods	Thailand					Myanmar			
	ONCB	RTP		DMSc		CEO		CID	
		Central Lab.	Regional/Prov	Central Lab.	Regional	Yangon	Mandalay	Yangon	Mandalay
1) ATS									
Color Test	A	A	A	A	A	A	A	A	
Melting Point	D	D	D	C	A	A	C		
TLC	A	A	A	A	A	A	A		
GC	A	A	A	D	D	C	C		
GC-MS	B	D	D	C	D	C	C		
IR	D	C	B	B	D	C	C		
2) Heroin									
Color Test	A	A	A	-	A	A	A		
TLC	A	A	A	-	A	A	A		
IR	D	C	B	-	D	C	C		
GC-MS	B	D	D	-	D	C	C		
3) Cannabis									
Microscopic	B	D	A	C	A	A	D		
Color Test	A	A	A	A	A	A	A		
TLC	A	A	A	A	A	A	A		
GC-MS	B	D	D	C	D	C	C		
4) Cocaine									
Color Test	A	A	A	B	-	-	D		
TLC	A	A	A	A	-	-	D		
GC-MS	B	D	A	C	-	-	C		

methods	Viet Nam		Lao PDR	Cambodia
	IFS, Hanoi	IFS, Ho Chi Minh	Food & Drug Quality Control Center	NACD
1) ATS				
Color Test	A	A	A	A
Melting point	C	D	C	B
TLC	A	A	A	A
GC	A	A	A	C
GC-MS	C	C	C	C
IR	A	B	C	C
2) Heroin				
Color Test	A	A	A	A
TLC	A	A	A	A
IR	A	A	C	C
GC-MS	C	C	C	C
3) Cannabis				
Microscopic	B	A	C	A
Color Test	A	A	A	A
TLC	A	A	A	A
GC-MS	C	C	C	C
4) Cocaine				
Color Test	A	A	-	A
TLC	A	A	-	A
GC-MS	C	C	-	C

A: being often implemented.
 B: possible but seldom implemented.
 C: impossible.
 D: technically possible but not necessary.

Technical Level	Thailand						Myanmar							
	ONCB	RTP			DMSc		CEO				CID			
		Central Lab.	12 Regional	51 provincial	Central Lab.	12 Regional	Yangon		Mandalay		Yangon		Mandalay	
							knowledge	Routine Work	knowledge	Routine Work	knowledge	Routine Work	knowledge	Routine Work
Technical Level 5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Technical Level 4	3	3	4	-	16	-	-	-	-	3	-	1"	-	-
Technical Level 3	-	4	13	43	-	72"	-	-	-	-	-	-	-	-
Technical Level 2	-	4	13	44	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-
Technical Level 1	-	5	-	-	3	-	22	27	12	13	4	7	2"	3"
Sub-Total	6	16	30	87	19	72"	27		13		7		3"	
Total	6	133			91"		40				10"			

" : including estimations.

Technical Level	Viet Nam				Lao PDR		Cambodia
	IFS, Hanoi		IFS, Ho Chi Minh		Food & Drug Quality Control Center		NACD
	knowledge	Routine Work	knowledge	Routine Work	knowledge	Routine Work	
Technical Level 5	-	-	-	-	-	-	-
Technical Level 4	4	-	1	-	-	-	-
Technical Level 3	9	9	2	3	2	-	-
Technical Level 2	9	13	3	3	2	2	-
Technical Level 1	-	-	-	-	-	2	4
Total	22		6		4		4

Qualification of the each Technical Level;

Level 5	Capable to carry out impurity profiling.
Level 4	Capable to conduct analysis with GC-MS and IR.
Level 3	Capable to make a full use of GC; that is 1) to conduct quantitative analysis with calibration curve, 2) to make a reasonable estimate in case the results of analysis appear different from the standards, 3) to maintain GC for its regular wear and tear.
Level 2	Capable to conduct qualitative analysis with GC.
Level 1	Capable to conduct qualitative analysis with TLC.

Notes: In the Project Document, the technical level is classified into 4 levels excluding the ability to conduct analysis with GC-MS and IR (the technical level 4 in this table).

Annex 10 Acronym

ATS	Amphetamine-Type Stimulant
CCDAC	Central Committee for Drug Abuse Control
CEO	Chemical Examiner's Office
CID	Criminal Investigation Department
CLMV	Cambodia, Lao PDR, Myanmar, Viet Nam
DMSc	Department of Medical Science
FDQCC	Food and Drug Quality Control Center
GC	Gas Chromatograph
IFS	Institute of Forensic Science
IR	Infrared Spectrophotometer
JCC	Joint Coordination Committee
JICA	Japan International Cooperation Agency
LCDC	Lao National Commission for Drug Control and Supervision
MOU	Memorandum of Understanding
NACD	National Authority for Combating Drugs
OJT	On the Job Training
ONCB	Office of the Narcotics Control Board
PNSB	the Police Narcotics Suppression Bureau
RTP	Royal Thai Police
SODC	Standing Office on Drug Control
TLC	Thin Layer Chromatography
UNDCP	United Nations International Drug Control Programme

付 属 資 料

- 1 . 第 1 回短期調査団長レター
- 2 . 第 2 回短期調査ミニッツ
- 3 . 薬物取締に関する地域セミナーレポート
- 4 . 討議議事録(R/D)

